長崎県の人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、長崎県の人事行政の運営の状況と長崎県人事委員会の業務の 状況について、次のとおり公表いたします。

内容については、下記をご覧ください。

【公表している項目】

J	、事行政の運営の状況	
•	職員の任免及び職員数に関する事項	P1
•	職員の給与に関する事項	P11
•	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事項	P27
•	職員の休業に関する事項	P31
•	職員の分限及び懲戒処分に関する事項	P32
•	職員の服務に関する事項	P34
•	職員の退職管理に関する事項	P36
•	職員の研修及び勤務成績の評定に関する事項	P37
•	職員の福祉及び利益の保護に関する事項	P43
•	管理職試験	P47
	通報制度の運用状況	P48
人	、事委員会の業務の状況	
	職員の競争試験及び選老に関する事項	P49

人事	i安貝会の美務の状況		
•	職員の競争試験及び選考に関する事項	P49	
•	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び	P56	
	勧告に関する事項		
•	勤務条件に関する措置の要求に関する事項	P59	
•	不利益処分に関する不服申立てに関する事項	P60	

等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表	P61

内容につきましては、基本的に平成27年度の実績を記載していますが、項目によっては、 平成28年4月1日現在の状況を記載しているものがあります。

この内容に関するお問い合わせは

長崎県総務部人事課まで

TEL 095-895-2152 FAX 095-895-2550

E-mail s01020@pref.nagasaki.lg.jp/

人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数

1-1 職員の採用状況

(1)平成28年度の新規採用者数(平成28年4月1日現在)

(単位:人)

									(単位∶人)
区分	職					種	試験採用	選考採用()	計
	_	般		事		務	42		42
	<u> </u>	般事務(身	体	障害者	当 対	象)		1	1
	社	会		福		祉	3	2	5
	保		育			士	2		2
	環	境		科		学	3		3
	職	業		指		導		4	4
	水					産	4		4
	農					業	4		4
	畜					産	2		2
	農	業		土		木	4		4
	林					業	6		6
行	±					木	12		12
	建					築	1		1
政	医					師		2	2
	獣		医			師		4	4
	薬		剤			師		1	1
	保		健			師		3	3
	栄		養			\pm	1		1
	児	童自立	支	援専	1 門	員		1	1
	児	童生	活	支	援	員		1	1
	甲		板			員		1	1
	学		芸			員		1	1
	農		事			員		1	1
	畜	産	技	徘	Ī	員		3	3
			計				84	25	109
	交	通	局	事		務		3	3
バ	運		転			±		15	15
バス事業	ガ		1			۲		3	3
業	整		備			士			
			計					21	21

区分	職	試験採用	選考採用()	計
	教育 事 教	§ 34		34
	教育事務(身体障害者対象)	1	1
おと	小 学 校 教 身		137	137
教	中 学 校 教 身	1	85	85
育	高等学校教員		51	51
	盲・ろう・特別支援学校教員	1	36	36
	養 護 教 詞	ີ້ຫ	35	35
	計	34	345	379
	警察事	§ 16	2	18
	警察官 類(男性)			
	【一般】	30		30
警	【選択】	2		2
	警察官 類(男性)	41		41
察	警察官 類(女性)			
	【一般】	7		7
	警察官 類(女性)	9		9
	計	105	2	107
	合 計	223	393	616

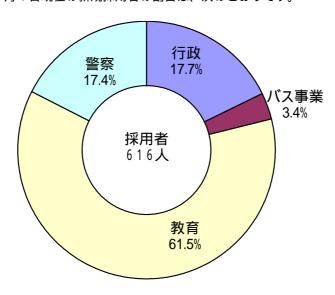
「選考採用」… 試験を行っても十分な競争者が得られない場合又は職務と責任の 特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難で ある場合

例)医師、薬剤師、保健師など

国又は人事委員会をおく他の地方公共団体の試験又は選考に合格 した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考にかか る職と同等以下の場合

例)国家公務員や他の地方公共団体の職員を県職員として

平成28年4月1日現在の新規採用者の割合は、次のとおりです。



(2)平成27年度の新規採用者数

(単位:人)

			(半世,人)	
区 分	職種	試験採用	選考採用()	計
	一 般 事 務	50		50
	一般事務(身体障害者対象)		1	1
	社 会 福 祉		5	5
	環 境 科 学	3		3
	職業指導		3	3
	水 産	3		3
	農業	7		7
	畜 産	3		3
行	農業土木	1		1
1 J	林 業	7		7
政	土 木	13		13
	建築	2		2
	電気	1		1
	獣 医 師		4	4
	薬剤師		1	1
	保健師		5	5
	診療放射線技師		1	1
	甲 板 員		3	3
	機関員		1	1
	計	90	24	114
	交 通 局 事 務			
バフ	整備士			
る事業	運 転 士		15	15
業	ガ イ ド			
	計		15	15
	教 育 事 務	29		29
	教育事務(身体障害者対象)		1	1
教	小 学 校 教 員		118	118
叙	中 学 校 教 員		80	80
育	高 等 学 校 教 員		52	52
	盲・ろう・養 護 学 校 教 員		37	37
	養 護 教 諭		24	24
	計	29	312	341

区 分	職		;	種	試験採用	選考採用()	計
	警	察	事	務	17	1	18
	警察官	類(男性)					
		【一般]		67	1	68
警		【選択]		4		4
	警察官	類(男性)			35		35
察	警察官	類(女性)					
		【一般]		6		6
		【選択]				
	警察官	類(女性)			8		8
		計			137	2	139
		合 計			256	353	609

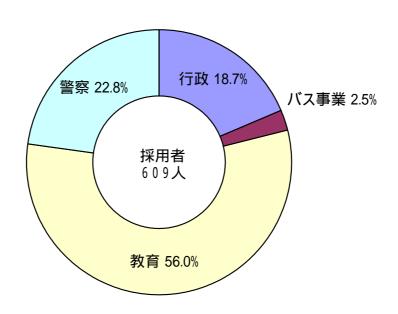
「選考採用」… 試験を行っても十分な競争者が得られない場合又は職務と責任の 特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難で ある場合

例)医師、薬剤師、保健師など

国又は人事委員会をおく他の地方公共団体の試験又は選考に合格 した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考にかか る職と同等以下の場合

例)国家公務員や他の地方公共団体の職員を県職員として 採用する場合

平成27年度の新規採用者の割合は、次のとおりです。



1 - 2 退職者の状況

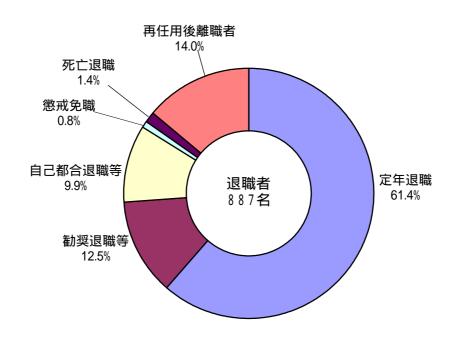
平成27年度に退職した職員の職種別人数は以下のとおりです。

(単位:人)

										<u>(単位:人</u>)
	\		≅分	合 計	定年退職	勧奨退職等		その	D他	
職種					化 十	御哭呕喊守	自己都合 退職等	懲戒免職 失 職	死亡退職	再任用後の離職者
	_	般 事	務	101	70	6	7		2	16
	社	会 福	祉	2	1		1			
	保	育	士	3	2	1				
	計	量 検	定	1						1
	化		学	2	1					1
	職	業指	導	4	2					2
	畜		産	2			1			1
	農	業土	木	4	3					1
	林		業	7	3				1	3
	土		木	9	6		1			2
_	建		築	3	2	1				
般	医		師	2	1		1			
行政	獣	医	師	7	2		4			1
部門	薬	剤	師	5		2	3			
	臨	床検査技	支師	1						1
	看	頀	師	13	1	3	9			
	栄	養	\pm	1						1
	保	健	師	3	1	1	1			
	作	業 療 法	±	1			1			
	監	視	員	3	2					1
	汽	缶	士	1						1
	運	転	土	3						3
	造		袁	1						1
	農	事	員	3						3
		小 計		197	110	14	31	0	3	39

	_		≅分	A 11	t			そ0	D他	
職種				合 計	定年退職	勧奨退職等	自己都合 退職等	懲戒免職 失 職	死亡退職	再任用後の離職者
	交	通局事	務	2	2					
バ	運	転	\pm	3	1	2				
ス事業	ガ	1	7.	4			4			
業	整	備	\pm	2	1		1			
		小 計		11	4	2	5	0	0	0
	教	育事	務	53	43	3				7
	教	職	員	498	297	86	30	6	5	74
	栄養士·栄養職員		1	1						
教	用	務	員	5	5					
育	調	理	員	1		1				
	介	助	員	3	2	1				
	船		員	1	1					
		小 計		562	349	91	30	6	5	81
	警	察事	務	15	8	3	3			1
警察	警	察	官	101	73	1	19	1	4	3
察	業	務	員	1	1					
		小 計		117	82	4	22	1	4	4
合	_		計	887	545	111	88	7	12	124

退職した職員の退職理由別割合は次のとおりです。



1 - 3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

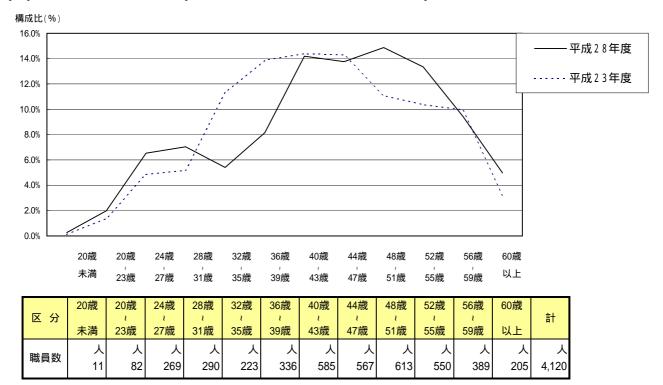
(各年4月1日現在)

	区分	職	数	対 前 年	(日午4万「日郊江)
部門		平成27年	平成28年	増 減 数	主な増減理由
	議会	30	30	0	
	総務	786	783	3	(減)総合計画策定業務の終了に伴う減員
	税 務	209	208	1	(減)市町派遣の終了に伴う減員
_	労 働	86	81	5	(減)産業労働政策の見直しに伴う減員
般 行	農林水産	1,146	1,139	7	(減)農林水産振興関連業務の減少に伴う減員
般行政部門	商工	223	225	2	(増)産業振興関連業務の増加に伴う増員
	土 木	791	796	5	(増)道路建設等業務の増加に伴う増員
	民 生	404	402	2	(減)福祉保健総合計画策定業務の終了に伴う減 員
	衛 生	473	456	17	(減)看護学校の廃止等に伴う減員
	小 計	4,148	4,120	28	
特別	教 育	12,402	12,350	52	(減)学級数の減少等に伴う減員
特別行政部門	警 察	3,531	3,543	12	(増)警察官及び一般職員の欠員補充
門	小 計	15,933	15,893	40	
公営	交 通	364	368	4	(増)運転士及び一般職員の欠員補充
企業等部門	その他	7	6	1	(減)新規採用職員の配置に伴う減員
部門	小 計	371	374	3	
合	計	20,452	20,387	65	
		[22,035]	[21,809]	[226]	

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、 臨時又は非常勤職員を除きます。

^{2 []}内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(一般行政部門・平成28年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

											(単位∶人・・	%)
			白	F度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	過	去5年間
部門別					23年	24年	25年	26年	27年	28年	の増	減数(率)
_	般		行	政	4,267	4,227	4,188	4,184	4,148	4,120	147	(3.4%)
教				育	12,946	12,763	12,561	12,471	12,402	12,350	596	(4.6%)
警				察	3,497	3,480	3,486	3,490	3,531	3,543	46	(1.3%)
普	通	会	計	計	20,710	20,470	20,235	20,145	20,081	20,013	697	(3.4%)
公賞	企	業等	会	計計	354	360	351	366	371	374	20	(5.6%)
総		合		計	21,064	20,830	20,586	20,511	20,452	20,387	677	(3.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 人員削減目標(一般行政部門)

< さらなる収支改善対策及び行財政改革推進プラン >

計画	数 値 目 標	
始 期	終期	女儿 日 伝
平成27年4月1日	平成33年4月1日	100人

1-4 再任用職員の採用と給与の状況

再任用制度は、満額年金支給開始年齢の引き上げに合わせて、60歳台前半の生活を雇用と年金の 連携により支えるために行っているもので、平成14年4月より実施しています。

(1)平成28年度に再任用した職員の職種別人数と給与(平成28年4月1日現在)

								(単位:人)						
		X	分	再	任用職員				A44 - 4 + 1 - 7 -	再任用單	戰員給与	k=n+88#±75		
				党時勤怒	短時間	引動務			常時勤務				豆時間勤務	
職和	重			口下八五八八万	16時間以上20時間未満	30時間以上32時間未満	20万円以上 22万円未満	22万円以上 24万円未満	24万円以上 26万円未満	26万円以上 28万円未満	28万円以上	18万円以上 20万円未満	20万円以上 22万円未満	22万円以上 24万円未満
_	般	事	務	64		1			54	7	3		1	
社	会	福	祉	2					1	1				
エ	釗		業	6		1			3		3			1
職指	業	訓	練員	3					3					
水			産	4					4					
林			業	3					3					
土			木	2					1	1				
建			築	2					2					
農			業	9					7	2				
農	業	±	木	2					2					
獣	3	Ē	師	3		2			2		1		2	
准	看	護	師	2				2						
臨月	末検	查技	師	2					2					
監	初	見	員	4				4						
汽	台	E .	±	1				1						
運	朝	<u> </u>	±	5				5						
畜	産技	支術	員	1				1						
教	育	事	務	49	19				49				19	
教	聪	哉	員	131	258			17	1	113		2	256	
警	努	Ę	官	13							13			
警	察	事	務	6							6			
合			計	314	277	4	0	30	134	124	26	2	278	1

[「]常時勤務」とは、1日の勤務時間が7時間45分の勤務形態です。

(2)平成27年度に再任用した職員の職種別人数と給与

(単位:人)

区分		íà.	再任用職員数			(単位∶人) <mark>再任用職員給与</mark>									
			ı		短時間	引革力発			常時勤務			:	短時間勤務	发	
職和	锺		\		吊時動務	16時間以上 20時間未満	30時間以上 32時間未満	20万円以上 22万円未満	22万円以上 24万円未満	24万円以上 26万円未満	26万円以上 28万円未満	28万円以上	10万円未満	12万円以上 14万円未満	20万円以上 22万円未満
_	舟	ひ 事	į į	務	51		1			47	2	2			1
社	ź	会 福	1	沚	1					1					
計	量	直 核	į į	Ē	1					1					
造			I	袁	1					1					
化			:	学	1					1					
エ		鉱		業	3					1		2			
職指	芽	ŧ 訓 導		練員	4					4					
水			j	産	2					2					
林				業	5					5					
土			:	木	5					3	2				
建			i	築	1					1					
農			į	業	10					8	2				
農	ј	<u>‡</u> ±	: :	木	3					3					
畜			j	産	1					1					
獣		医	I	師	3		1			3					1
准	看	請		師	2				2						
臨	床	検査	技	師	1					1					
栄		養		±	1						1				
監		視	ļ	員	2				2						
汽		缶		±	2				2						
運		転		±	8				8						
農		事		員	3				3						
畜	産	技	村!	員	1				1						
教	É	事	į	務	31	15				31				15	
教		職	ļ	員	94	219			11		81	2	3	216	
警		察	,	È	13							13			
警	努	₹ 事	į	務	3							3			
業		務		Ę	1				1						
合		- A44 n+		Ħ	254	234	2	0	30	114	88	22	3	231	2

「常時勤務」とは、1日の勤務時間が7時間45分の勤務形態です。

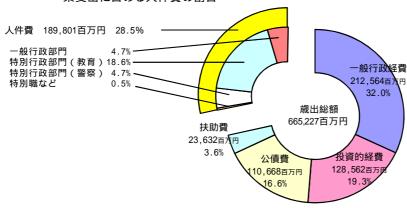
2 職員の給与

2-1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

	11 22 1 1 1 1 1 1 1					
区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(28年1月1日)	A		В	B / A	26年度の人件費率
27年度	人	千円	千円	千円	%	%
21牛皮	1,404,103	665,227,441	1,101,292	189,801,477	28.5	28.3

県支出に占める人件費の割合



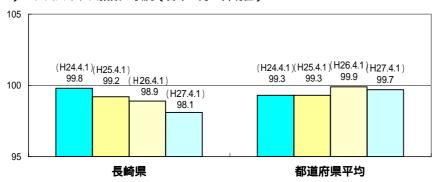
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数		給	費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
21 牛皮	20,081	91,892,187	18,374,459	34,508,036	144,774,682	7,210

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,123

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
 - 2 職員数は平成27年4月1日の人数です。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、 職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 - 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

月例給

一月別紀						
区分	民間給与	公務員給与	較 差	勧告	給与改定率	
	A	В	A - B	(改定率)		
27年度	円	円	1109円	%	%	
21年段	373,083	371,974	(0.30%)	0.30	0.30	

(参考) 国の改定率 % 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較 した平均給与月額です。

特別給(期末・勤勉手当)

		77 WH 1	<u> </u>				
				人事委員	会の勧告		
	X	分	民間の支給割合	公務員の支給月数	較 差	勧告	年間支給月数
			A	В	A - B	(改定月数)	
	27年度		月	月	月	月	月
			4.19	4.10	0.09	0.10	4.20

(参考) 国の年間 支給月数	
	月
4.20	

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域 手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

【 実施 未実施 】

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給与表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。ただし、1級(全号級)及び2級の初任給に係る号級は引下げなし。3級以上の高位号級は最大4%程度引下げ。激変緩和のため、1年間(平成28年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施し、平成28年度以降の経過措置については平成27年度中に決定する。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準3%に対し、長崎県においても3%を支給。その他の地域についても国と同様の見直しを実施。

(実施時期)

平成27年4月1日

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

55歳を超える職員は平成27年度より原則昇給停止としている。

2 - 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
長崎県(H28)	43.7 歳	326,214 円	415,881 円	360,446 円
国(H27)	43.5 歳	334,283 円	-	408,996 円
都道府県平均(H27)	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円

技能労務職

						公 務 !	員			県 内 民	間	参考
	区分	平均年	曫	職員	数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
長山	奇県(H28)	50.5	歳	160	人	333,808 円	385,937 円	356,934 円	-	-	-	-
	うち守衛	-	歳	-	人	- 円	- 円	- 円	守衛	59.8 歳	199,800 円	-
	うち監視員	50.8	歳	25	人	321,776 円	397,134 円	354,235 円	7 1#1	39.0 成	199,000	1.99
	うち用務員	57.3	歳	15	人	364,793 円	393,449 円	377,046 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.96
	うち運転士	51.3	歳	46	人	334,737 円	407,230 円	364,597 円	運転士	58.5 歳	184,900 円	2.20
	うちその他	48.4	歳	74	人	331,014 円	367,314 円	349,005 円	-	-	-	-
国(H27)	50.1	歳	2,994	人	289,141 円	-	328,318 円	-	-	-	-
都道	i府県平均(H27)	51.2	歳	282	人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	-	-	-	-

		女 女					
	多						
区分	年収べ-	-ス(試算値)) の比較				
	公務員 (C)	県内民間 (D)	C / D				
長 崎 県	6,146,110 円	-	-				
うち守衛	- 円	2,774,000 円	,				
うち監視員	6,253,935 円	2,774,000	2.25				
うち用務員	6,423,925 円	2,774,400 円	2.32				
うち運転士	6,343,307 円	2,415,500 円	2.63				

県内民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用したものです(平成24~26年の3ヶ年平均)。 用務員の民間データは、全国データとなります。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間データには日雇い労働者等のデータを含むなど、年齢、業務内容、雇用 形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「県内民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎県(H28)	44.9 歳	381,559 円	438,866 円
都道府県平均(H27)	44.8 歳	381,390 円	443,257 円

小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎県(H28)	46.8 歳	389,317 円	444,228 円
都道府県平均(H27)	43.3 歳	366,907 円	422,193 円

警察職

三示啦				
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
長崎県(H28)	38.9 歳	320,761 円	443,958 円	352,993 円
国(H27)	41.2 歳	317,165 円	-	369,393 円
都道府県平均(H27)	38.6 歳	321,121 円	458,794 円	366,870 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外 勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において 明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

(-) 14054 45 15								
区分)	長 崎 県	H					
一般行政職	大学卒	176,700 円	176,700 円					
月又1 J 正义中联	高校卒	144,600 円	144,600 円					
技能労務職	高校卒	142,000 円	-					
权能力 獨崛	中学卒	127,900 円						
高等学校教育職	大学卒	197,900 円	-					
同守子仪叙月嘅	短大卒	171,200 円	-					
小・中学校教育職	大学卒	197,900 円	-					
小・中子仪教育職	短大卒	173,700 円	•					
警察職	大学卒	197,500 円	205,200 円					
言宗嘅	高校卒	166,700 円	166,700 円					

- (注) 1 初任給の額は、新規学卒で採用された場合の月額です。
 - 2 技能労務職の中学卒の額は、職種によって初任給が違うため平均額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

		コールミルリ ! アンドロイエノ !			
区分	1	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,269 円	350,756 円	377,872 円	397,592 円
別又1J 止又 相談	高校卒	230,083 円	307,854 円	354,119 円	373,811 円
技能労務職	高校卒	-	287,850 円	324,871 円	346,844 円
1又形力 7为40	中学卒	-	295,600 円	310,400 円	343,333 円
高等学校教育職	大学卒	300,414 円	391,827 円	423,984 円	437,271 円
小・中学校教育職	大学卒	300,128 円	390,870 円	412,350 円	425,184 円
小 中子1000月100	短大卒	289,120 円	377,062 円	402,616 円	419,729 円
警察職	大学卒	283,548 円	380,416 円	398,567 円	415,478 円
言宗嘅	高校卒	254,083 円	336,905 円	384,370 円	406,694 円

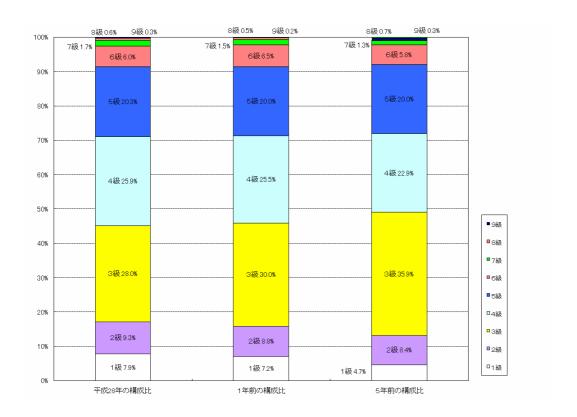
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

一般行政職の級別職員数等の状況

- 船行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

(' /		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		1701L/	
区分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	構 成 比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長(困難)	14 人	0.3 %	457,200 円	526,300 円
8級	部長 次長(困難)	25 人	0.6 %	406,900 円	467,400 円
7級	次長 課長(困難)	72 人	1.7 %	361,300 円	443,700 円
6級	課長	253 人	6.0 %	317,000 円	409,000 円
5 級	課長補佐	854 人	20.3 %	286,200 円	391,800 円
4級	課長補佐 係長	1,089 人	25.9 %	259,900 円	379,800 円
3級	係長 主査、主任主事、主任技師	1,180 人	28.0 %	226,400 円	348,800 円
2 級	主事、技師	392 人	9.3 %	190,200 円	303,000 円
1級	主事、技師	331 人	7.9 %	140,100 円	246,100 円
計		4,210 人	100.0 %		

- (注) 1 長崎県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1.昇給への勤務実績の反映状況(知事部局) 課長級以上の職員については、平成20年4月から、勤務実績を昇給へ反映しています。 課長補佐級以下の職員についても、課長級以上の状況を見ながら、検討をすることとして います。

職員の手当の状況

(1) 粉不丁ヨ`動泡丁ヨ	
長崎県	田
1人当たり平均支給額〔27年度〕	
1,692 千円	-
〔27年度支給割合〕	〔27年度支給割合〕
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.6 月分 1.60 月分	2.6 月分 1.60 月分
(1.45) 月分 (0.75) 月分	(1.45) 月分 (0.75) 月分
〔加算措置の状況〕	〔加算措置の状況〕
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
・管理職加算 10~20%	・管理職加算 10~25%

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

1. 勤務手当への勤務実績の反映状況 (知事部局) 平成18年6月期の勤勉手当から、課長級以上の職員を対象に、人事評価の結果を反映させて います。

課長補佐級以下の職員については、課長級以上の状況を見ながら、勤勉手当への勤務実績の反 映に向けた検討を進めています。

(2) 退職手当(巫成28年4日1日租在)

(2) 这概于3(十成28年4月1日現任)									
	長 崎 県				国				
(支給率)	自己都合	勧奨·瓦	至年	(支給率)	自己都合	応募認定·定年			
勤続20年	20.445 月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分			
勤続25年	29.145 月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分			
勤続35年	41.325 月分	49.59	月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分			
最高限度額	49.59 月分	49.59	月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分			
その他の加算措置	<u>.</u>			その他の加算措置	置				
定年前早期退	哉特例措置(2%~2	0%加算)		定年前早期退	!職特例措置(3%~4	5%加算)			
(退職時特別昇	給なし)		,				
1人当たり平均支約									
	470 千円	20,974	千円						

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

(平成28年4月1日現住 <i>)</i>								
支給実績(27年度決算	920,225 千円							
支給職員1人当たり	137,820 円							
支給対象地域	支給率	支給対象職員	数 国の制度(支給率)					
東京都(特別区)	20 %	30 人	20 %					
大阪市	16 %	5 人	16 %					
名古屋市	15 %	1 人	15 %					
福岡市	10 %	6 人	10 %					
仙台市	6 %	1 人	6 %					
長崎市	3 %	6,596 人	3 %					
医師・歯科医師	16 %	19 人	16 %					
平均支給率	3.1 %	-	3.1 %					
地域手当補正後ラスパ	98.1							
(ラスパイレス指数)			(98.1)					

⁽注) 1 医師・歯科医師については、支給対象地域の区分にかかわらず、支給率15%です。

- 2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均です。
- 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手 当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出しております。)

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在) 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を 給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されます。

国 国に準ずる手当・・・国が特殊勤務手当を措置している勤務と同様であるもの

交 交付税算入手当・・・交付税措置がされている手当

他 その他 ・・・・上記以外のもの

支給実績(27年度決算)	1,257,006 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	154,291 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	40.6 %
手当の種類(手当数)	35

一般職員

一般職員	主な支給対象職員		主な支給対象業務	支給実績 (H27年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染の危険がある作業等 に従事する職員	国	感染症の病原体等に感染 の危険がある作業、検疫、 在宅結核患者の療養指導等	942千円	日額 290円 (条例で定める感染症について は380円) 月額 6,000円
ダム管理手当	ダム等の管理に従事する職員	国	洪水警戒体制時における ダム等の管理の業務	102千円	日額 350円
夜間看護手当	こども医療福祉センターに 勤務する看護師等	国	正規の勤務時間の一部 又は全部が深夜(午後 10時~午前5時)におい て行われた看護等の業務	6,281千円	4時間以上 1回 3,300円 2~4時間 1回 2,900円 2時間未満 1回 2,000円
		国	地上又は水面上10行以上 の足場の不安定な箇所に おける工事の監督、測量、 検査等		日額 230円
		他	水面下4行以上、地下2行 以上の深所における工事 の監督、測量、検査等		日額 230円
特殊現場作業手当	特殊現場において作業に従事 する職員	国	トンネル坑内における工事の監督、測量、検査等	195千円	日額 560円
		国	仁田峠循環自動車道路に おける除雪、凍結防止、 落石防止または落石除去 の作業		日額 230円
		国	交通を遮断することなく 行う道路上における工事 の監督、測量、検査等		日額 230円 (深夜 345円)
有害物取扱手当	毒物・劇物等を使用する 作業等に従事する職員	国	毒物・劇物を用いて、試験研究・検査のため化学 分析作業又は農作物・森 林の病害虫防院のための 有害農薬の製剤、散布、 実施指導作業	751千円	日額 290円
漁業取締手当	漁業取締業務に従事する職員	国	漁業取締の実施にあたっ て緊急出動、巡視、追跡、 立入検査、検挙、取り調 べ等		日額 500円
航空手当	航空機に搭乗して業務に従事 する職員	国	航空機に搭乗し、業務取締、漁業に関する調査、 消防防災業務に従事した とき	181千円	1時間 1,900円
公共用地取得 業務手当	公共用地取得等に従事する 職員	国	公共事業の施行に伴う用 地取得・物件移転等に関 し、困難な交渉を伴う調査、 測量、買収、補償	8,656千円	日額 1,000円 (夜間 1,500円)
放射線取扱手当	放射線照射作業等に従事する職員	国	放射線照射作業及びその 補助作業等	202千円	日額 230円 月額 9,000円
災害応急作業等 手当	災害応急作業等に従事する 職員	国	噴火災害による避難勧告 地域又は警戒区域に入域 し、災害状況の調査等の 作業	24千円	日額 600円 (夜間 900円) 避難勧告地域 日額 910円 警戒区域 日額 1,820円
外国勤務手当	外国に駐在する職員	国	外国における業務	11,823千円	外務公務員の給与に関する法律の 定により支給されることとなる在勤手 当のうち次に掲げる月額の合計額 在勤基本手当(法規定額 v.8) 住居手当(法規定額 v.8) 配偶者手当(法規定額 v.0.8・扶養 手当の月額相当額) 子女教育手当

税務手当	県税事務に従事する職員	交	県税の賦課、徴収に関する 業務 国は税務職俸給表適用	27,257千円	(750円 1,125円) 15,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	交	ケースワーク、心理判定、 一時保護等の業務に従事 したとき 国は福祉職俸給表適用	7,792千円	日額月額	600円
職業訓練指導手当	高等技術専門校、農業大学校 の職員	交	職業訓練又は職業指導に 関する業務	18,972千円	月額	31,000円
精神保健福祉 業務手当	こども・女性・障害者支援センター等 に 勤務する職員	交	精神保健指定医の診察、 その診察の立会、入院措 置患者の護送、在宅精神 患者の訪問指導	626千円	日額	290円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	交	訓練礼式、ポンプ操法、 体育、救急実技、火災防 ぎょ、水防、救助、危険 物実技についての訓練指 導の業務に従事したとき	45千円	日額	720円
種雄牛取扱手当	種雄牛を飼育する機関に勤務 する職員	他	種雄牛の精液採取等の 作業	56千円	日額	230円
医師手当	医師・歯科医師である職員	他	医師・歯科医師に対する 手当	8,573千円		30,000円~42,000円 計加算により 最高 58,800円)
夜間教育訓練手当	佐世保看護学校に勤務する 職員	他	専ら夜間課程の授業に 従事したとき		月額	4,000円
公害防止作業手当	著し〈困難又は危険な公害 防止業務に従事する職員	他	大気汚染防止法、水質汚 濁防止法などの公害関係 法令の規定に基づく公害 防止業務(ばい煙・排ガ スの測定、し尿処理施設 の検査等)	46千円	日額	230円
病害虫防除 指導手当	病害虫防除所に勤務する 職員	他	植物の検疫、病害虫の発 生予察・防除・防除指導 に従事したとき	1,649千円	月額	16,100円
と畜検査手当	と畜検査に従事する職員	他	と畜検査の業務	39千円	日額	500円
狂犬病予防 作業手当	保健所に勤務する狂犬病予 防員(獣医師)である職員		狂犬病の予防注射、違反 犬の捕獲・処分、不用犬 の引き取り・処分、こう 傷犬の検診の作業	58千円	日額	350円

教育職員

教育職員手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	支給実績 (H27年度決算)	左記職員に対する支給単価
		国	非常災害時における児童 若しくは生徒の保護又は 緊急の防災、復旧の業務		日額 8,000円 特に甚大な非常災害 日額 16,000円
		国	児童又は生徒の負傷、疾 病等に伴う救急の業務		日額 7,500円
		国	児童又は生徒に対する緊 急の補導業務	15千円	日額 7,500円
为昌柱 砕 举 黎壬 以	教育職員	国	修学旅行等において、児 童又は生徒を引率して行 う指導業務で、泊を伴う もの	50,664千円	日額 4,250円
教員特殊業務手当 (校長、副校長及び教頭を除く)	(校長、副校長及び教頭を除く)	国	対外運動競技等において、 児童又は生徒を引率して 行う指導業務で、泊を伴 うもの又は週休日等に行 うもの	48,351千円	日額 4,250円
	国	部活動における児童又は 生徒に対する指導業務で、 週休日等に行うもの	597,792千円	日額 3,000円	
		国	入学試験における受験生 の監督、採点又は合否判 定の業務で、週休日等に 行うもの		日額 900円
多学年学級担当 手当	小学校又は中学校の2以上の 学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育 職員	国	多学年学級における授業 又は指導に従事したとき	12,849千円	3の学年を1学級 日額 350円 2の学年を1学級 日額 290円
教育業務連絡 指導手当	主任等の職務を担当する指導教諭、 教諭、養護教諭又は栄養教諭	国	当該担当に係る業務に従 事したとき	116,578千円	日額 200円
災害応急作業等 手当	学校職員	围	噴火災害による避難勧告 地域又は警戒区域に入域 し、災害状況の調査等の 作業に従事したとき		避難勧告地域 日額910円 警戒区域 日額1,820円
乗船指導手当	水産高等学校の教育職員	田	練習船に乗船し、航海中 において実習指導業務に 従事したとき	1,175千円	日額 2,500円
農薬散布手当	農業に関する課程を置く 県立高等学校の職員	国	農作物等の病害虫防除の ため毒物・劇物を含有す る農薬の散布又は実地指 導作業に従事したとき		日額 290円
夜間部兼務手当	昼間部の授業を本務とする県立学校 の教育職員	他	夜間部の授業を行った とき	288千円	1時間 1,580円
昼間部兼務手当	夜間部の授業を本務とする県立学校 の教育職員	他	昼間部の授業を行った とき		1時間 1,580円
面接指導手当	県立学校の教育職員	他	本務のほかに通信教育 の面接指導に従事した とき	1,294千円	1時間 1,580円
夜間定時制勤務 手当	県立学校の職員	他	正規の勤務時間内において夜間 定時制課程の業務に午後5時以 降において2時間以上従事したと き	338千円	日額 130円

警察職員

警祭職員 手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	支給実績 (H27年度決算)	左記職員に対する支給単価
	刑事部鑑識課に関する業務に従事す る職員	国	指紋 足こん跡若しくは写真又は 理化学、法医学若しくは銃器弾 薬類の知識を利用する犯罪鑑識 作業	7,710千円	日額 屋内 270円 屋外 520円
刑事作業手当	生活安全部、刑事部及び警備部に関する業務に従事する職員	交	私服員が主として従事する犯罪 の予防若しくは捜査又は被疑者 の逮捕の作業	94,871千円	日額 550円
	白バイ又はパトカー(高速道路交通警察隊のパトカーに限る)の運転業務に 従事する職員	交	白バイ又は高速道路においてパトカーを運転して行う交通取締の 作業	4,853千円	日額 480円
	パトカー(高速道路交通警察隊のパトカーを除く)の運転業務に従事する職員	交	交通取締及び警らのためのパト カー運転の作業	22,463千円	日額 380円
	坑内作業に従事する職員	国	鉱山の坑内でガス爆発、火災、 出水、落盤等の災害時に行う著 しく危険な実地検証の作業		日額 1,400円
	がいまけ来に定事する機関	1	鉱山、土石採取場、トンネル坑内 で行う実地検証の作業		日額 350円
		国	刑事部捜査第一課検視官室の 室長、調査官及び課長補佐が行 う死体処理作業	5,034千円	1体 3,200円
	死体処理作業に従事する職員		損傷の著しい死体処理作業(検視、検証、実況見分、解剖補助等)	13,209千円	1体 3,200円
			損傷の著しい死体以外の死体処理作業(検視、検証、実況見分、解剖補助等)	20,525千円	1体 1,600円
	身辺警護等作業に従事する職員	国	天皇又は皇后、皇太子、皇太子 妃若しくは人事委員会が定める 皇族の警衛	194千円	日額 1,150円
特殊作業手当			上記以外の皇族の警護及び警 護対象者の警護		日額 640円
付が下来ナゴ	勤務時間が深夜に及ぶ職員	国	正規の勤務時間が深夜(午後10 時から翌日の午前5時まで)にか かる勤務	73,104千円	深夜の全部 1回 980円 深夜の一部 1回 650円 2時間未満 1回 410円
	潜水作業に従事する警察官	围	潜水器具を着用して行う死体・凶 器等の捜索作業	125千円	潜水深度30行起 1時間 1,200円 潜水深度30行まで 1時間 600円
	操縦士	国	航空機の操縦作業	4,590千円	月額 127,500円
	整備士	国	航空機の整備作業	1,012千円	月額 28,100円(整備士) 月額 17,000円(上記以外)
	航空機とう乗作業に従事する職員 (操縦士を除く)	国	航空機にとう乗して行う整備作業 又は警察活動	1,571千円	時間 2,200円(整備士) 時間 1,900円(上記以外)
	航空機とう乗作業に従事する職員	国	危険な条件の下での航空機にと う乗して行う作業	85千円	時間 550円(操縦士) 時間 450円(整備士) 時間 360円(上記以外の者)
	救難救助等作業に従事する職員	围	重大な災害等において行う災害 警備、救難救助等の作業	2,848千円	警戒区域等 日額 1,680円 上記以外 日額 840円

	交通部に関する業務に従事する警察 官	交	交通整理又は交通事故処理等 の作業	31,485千円	日額 530円
	生活安全部地域課に関する業務に従 事する職員	交	警察署の地域課の警察官及び 鉄道警察隊の警察官が行う警ら 作業	46,966千円	日額 300円
		交	爆発物(容疑物を含む)の処理作 業		作業1件 4,600円
		交	特殊危険物質(サル等)の発散又は漏えいの状況下で行う救助活動及び捜査活動		日額 4,600円
	爆発物等の処理作業に従事する職員	交	特殊危険物質(サリン等)の発散又 は漏えいの状況下で現場の直近 外周において行う避難誘導等の 活動		日額 2,600円
		交	人事委員会規則で定める特殊危 険物質等の処理作業に従事する 作業		日額 2,600円
		交	特殊危険物質による被害の危険 がある区域内において行う作業		日額 250円
		交	特殊危険物質の解明目的の実 験で当該物質の発生のおそれが ある作業		日額 460円
(特殊作業手当)		交	銃器又は銃器と思料されるもの を使用している犯罪現場におけ る犯人の逮捕等の業務		日額 1,640円
		交	上記に付随して行われる固定配 置の業務		日額 1,100円
		交	銃器を所持する犯人の逮捕の業 務		日額 1,100円
	銃器犯罪捜査作業に従事する職員	交	上記に付随して行われる固定配 置の業務		日額 820円
		交	銃器が使用された暴力団の対立 抗争事件に伴う暴力団事務所等 に対する張付け警戒の業務		日額 820円
		交	暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる 警戒の業務		日額 820円
	突発事案に対応する職員		突発事案に対応するため正規の 勤務時間以外に呼出を受けて行	12千円	1回 1,240円 (夜間に3時間以上勤務した場合)
	שיים שאיין ישיי איי טרוערידיי ברוציי עי ברי בר	交	う作業		1回 620円 (上記以外の場合)
	警務部留置管理課に関する業務に従 事する職員	他	被疑者の看守、押送の作業	6,875千円	日額 220円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	2,751,722 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	339 千円
支給実績(26年度決算)	3,032,049 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	373 千円

(注) 職員 1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、 教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

<u>(6) 1</u>	その他の手当 (平成28年4月1日	<u>現住 / </u>			
手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の一人目 11,000円) ・16~22歳までの子がいる場合の加算 1人につき 5,000円	同じ	-	2,606,782千円	249,572円
	借家又は借間に居住し、一定額(12,000円) を超える家賃等を支払っている職員に支給 されます。				
住居手当	・月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額 - 12,000円 ・月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額 - 23,000円)×1/2+11,000円 (最高27,000円) 単身赴任手当を受給している職員の 留守家族で家賃を負担している者は、 上記により算出した額の1/2の額 (最高13,500円)	同じ	-	1,364,677千円	317,219円
初任給調整手当	特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であるとみとめられる職又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員に支給されます。 ・職員の勤務地区や期間等の区分に応じた額を支給 (最高 413,300円)	異なる	(国の制度) 獣医師への支 給なし	65.404千円	1,108,542円
通勤手当	通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 ・交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円迄は全額、55,000円を超える部分については2分の1を支給(5,000円限度) ・交通用具利用者 距離に応じて2,400円~45,000円を支給	異なる 異なる	(国の制度) 1箇月当たりの 運賃等相当額 が55,000円まで 全額支給 距離に応じて 2,000円~ 24,500円	2,020,011千円	127,663円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。・30,000円 + 加算額 は距離に応じて6,000円 - 58,000円	異なる	(国の制度) 加算額は距離 距離に応じて 6,000円~ 58,000円 使用距離区 が一部異なる	489,541千円	443,425円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 ・給料表別、職務の級、区分別に定額	異なる	区分が一部 異なる	1,143,960千円	641,233円

	1				
特地勤務 手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給されます。 ・(給料月額+扶養手当)×支給割合 支給割合は地域(級別区分)に応じ、 4/100~25/100 給料月額には調整額及び教職調整額を含む	同じ	-	662,807千円	518,223円
へき地 手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校等に勤務する職員に支給されます。 ・(給料月額+扶養手当)×支給割合 支給割合は地域(級別区分)に応じ、 4/100~25/100 給料月額には調整額及び教職調整額を 含む			1,104,650千円	578,048円
定時制通 信教育手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程を 行う校長、教員及び実習助手に支給され ます。 ・(給料月額+教職調整額)×4/100~6/100 管理職手当を受ける者は3/100~5/100			37,042千円	237,449円
産業教育 手当	高等学校で農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。 ・(給料月額+教職調整額)×6/100定時制通信教育手当を受ける者は4/100			83,910千円	226,173円
義務教育 等教員特 別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校 に勤務する教育職員に支給されます。 ・月額8,000円の範囲で給料の級号給 の区分に応じて支給			858,614千円	75,469円
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業及び水産業の改良普及事業に従事する職員に支給されます。 ・給料月額の8/100			62,158千円	323,740円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。 ・勤務の態様及び勤務時間等に応じて、 勤務1回につき4,200円~20,000円 (5時間未満50/100、半日勤務等150/100)	同じ	-	764,929千円	388,092円
管理職 特別勤 務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において、臨時又は緊急の必要により4時間以上勤務した場合に支給されます。 ・管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき4,000円から12,000円	同じ	-	25,905千円	471,000円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間)に勤務した職員 に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100× 深夜勤務時間数	異なる	勤務1時間 当たりの給与 額の算出方法 が異なる	223,359千円	182,931円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100× 休日勤務時間数	異なる	勤務1時間 当たりの給与 額の算出方法 が異なる	826,470千円	325,638円

2-5 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

	区分	給	料 月 額	等	
給	知 事	1,134,000円	(減額前	1,260,000円)	
料	副知事	920,700円	920,700円 (減額前 990,000円)		
報	議長	940,500円	(減額前	990,000円)	
酬	副議長	836,000円	(減額前	880,000円)	
EM	議員	760,000円	(減額前	800,000円)	
	知 事	[27年度支給割合]			
期	副知事		3.15 月分		
期末手当	議長	[27年度支給割合]			
当	副議長		3.15 月分		
	議員				
退		〔算定方法〕	[1期の手当	額〕 〔支給時期〕	
心職手	知 事	126万円×在職月数×0.54	3,266 万	円 任期毎	
当	副知事	99万円×在職月数×0.38	1,806 万	円 任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。 2 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給割合に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。
 - 3 給料及び報酬については、収支改善対策のため平成27年4月1日から平成30年3月31日 までの間、減額措置を行っているところですが、知事及び副知事の退職手当については、減額前 の本来の給料月額を基礎額として算定しています。

2-6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支			(参考) 平成26年度の総 費用に占める職員
	А		В	B / A	給与費比率
07年度	千円	千円	千円	%	%
27年度	5,485,211	0	2,466,714	45.0	30.6

×		職員数		給	費		一人当たり
	. л	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
27	7年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	1 T/X	347	1,083,188	351,755	402,578	1,837,521	5,295

(参考) 都道府県平均 1人当たり給与	費
	千円
7,373	

- (注) 1 職員手当には、退職給与金は含まれていません。
 - 2 職員数は平成26年3月31日現在の人数です。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
交通事業	47.25 歳	277,067 円	402,045 円

(うちバス事業運転手)

<u>(</u>										
Ī				2	公 務 員		県 内 民 間			参考
	X	分	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A / B
	長崎 交通		49.65 歳	241 人	276,154 円	395,195 円	営業用 バス運転者	47.3 歳	316,700 円	1.25

		参考			
区分	年収ベース(試算値)の比較				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	公務員 (C)	県内民間 (D)	C / D		
長崎県 交通事業	4,742,340 円	3,800,200 円	1.25		

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用したものです。(平成24~26年の3ヶ年平均) 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。 3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)を12で除した額を含みます。 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「県内民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値です。

職員手当の状況

ア 期末于ヨ・凱魁于ヨ			
長崎県交通事業	長 崎 県		
1人当たり平均支給額〔27年度〕	1人当たり平均支給額〔27年度〕		
780 千円	1,692 千円		
〔27年度支給割合〕	〔27年度支給割合〕		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
2.6 月分 1.48 月分	2.6 月分 1.60 月分		
(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.75) 月分		
〔加算措置の状況〕	〔加算措置の状況〕		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 3~20%	・役職加算 5~20%		
管理職加算 20%	・管理職加算 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成28年4月1日)

	「					
		長 崎 県				
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定	年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59	月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	預 49.59 月分	49.59	月分
その他の加算措置			その他のカ	n算措置		
定年前早期退職	哉特例措置(2%~2	0%加算)	定年前	早期退職特例措置	(2%~20%加算	算)
(退職時特別昇)			i))
1人当たり平均支約		勧奨・定年		平均支給額	_	_
	629 千円	14,553 千円		470 千円	20,974	千円
		•			•	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

支給していません。

工 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を 給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されます。

支給実績(27年度決算)	24,264 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	96 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	72.9 %
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (H27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		運転士が定期高速バスを運行したとき	3,839 千円	1往復 700円~1,000円
事業手当	運転士・ガイド	運転士が車両に関し、緊急にIンジンオイル抜き換え等の作業をしたとき		1回につき 400円~3,400円
		ガイドが観光貸切・定期観光にて、案内・誘導・連絡・調整等に従事したとき	1,241 千円	1日あたり 200円~1,000円
中休手当	運転士・ガイド	運転士・ガイドの実労働時間に算入しない待機拘束 時間(中休時間)に対し、時間数に応じて支給	12,596 千円	1時間あたり 70円~80円 (休日 200円)
特別清掃手当	運転士・ガイド	運転士・ガイドが到着地等で車内のおう吐物等、車両の清掃を行ったとき	717 千円	1回につき 350円
現金輸送手当	全職員	現金輸送車に乗務し、現金輸送に従事したとき		1日あたり 50円~150円
年末年始手当	全職員	年末年始期間(12月29日~1月3日)に勤務を命じられた職員に拘束時間に応じた区分により支給	5,871 千円	1日あたり 3,000円~10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	191,865 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	605 千円
支給実績(26年度決算)	165,641 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	506 千円

⁽注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。 2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、 教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (平成28年4月1日現在)

カ その他の手当 (平成28年4月1日現在)					
手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の一人目 11,000円) ・16~22歳までの子がいる場合の加算 1人につき 5,000円	同じ	-	67,352千円	260,548円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額(12,000円) を超える家賃等を支払っている職員に支給 されます。 ・月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額 - 12,000円 ・月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円	同じ	-	21,896千円	273,987円
	[最高27,000円] 通勤のために交通機関等(列車、バス等)を 利用し運賃等を負担している職員又は交通				
通勤手当	用具(自動車等)を使用する職員に対して支 給されます。 ・交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円迄 は全額、55,000円を超える部分については 2分の1を支給(5,000円限度)	同じ	-	35,315千円	118,010円
	(最高60,000円) ・交通用具利用者 距離に応じて1,000円~38,000円を支給 H28.4.1から900円~35,500円に減額	異なる	「一般行政職 の制度」 距離に応じて 2,400円~ 45,000円		
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。 ・23,000円 + 加算額加算額は距離に応じて6,000円 ~ 45,000円	同じ	-		
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 ・給料表別、職務の級、区分別に定額支給	異なる	支給額が 異なる	7,674千円	548,138円
管理職 特別勤 務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において、臨時又は緊急の必要により4時間以上動務した場合に支給されます。 ・管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき4,000円から12,000円	同じ	-		
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100× 深夜勤務時間数	異なる	勤務1時間 当たりの給与 額の算出方法 が異なる	4,790千円	24,336円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100× 休日勤務時間数・午後10時から翌日の午前5時までは 160/100を乗じる	異なる	勤務1時間 当たりの給与 額の算出方法 が異なる	85,303千円	382,524円

3 一般職員の勤務時間の状況

一般的な行政職員の勤務時間及び休憩、休息時間は、次のとおりです。

(平成28年4月1日現在)

			, , , , , ,	, - , , , , , ,
区分	1日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局等 教育委員会 警察本部	7時間45分	9:00	17:45	12:00 ~ 13:00
交通局	8時間	8:45	17:30	12:15 ~ 13:00

1 教職員の勤務の開始時刻・終了時刻については、各学校ごとに定めています。

【早出遅出勤務制度】

小学校就学前の子を養育する職員又は学童保育施設、ファミリーサポートセンター、児童デイサービス事業施設に通う小学生の子を迎えに行く職員、介護を行う職員、修学等を行う職員は、公務の運営に支障がある場合を除き、承認を受けたうえで、1日の勤務時間の長さを変えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができます。

なお、勤務時間は午前7時から午後10時の範囲内で任命権者があらかじめ設定します。

例)知事部局では、下記の4つの形態による勤務が可能です。

形 態	開始時刻	終了時刻
早出勤務	8:45	17:30
早出勤務	8:30	17:15
遅出勤務	9:15	18:00
遅出勤務	9:30	18:15

4 その他の勤務条件

4-1 一般職員の年次有給休暇の使用状況(平成27年)

職員の年次有給休暇は、1年(暦年)につき20日あります。なお、年の途中で採用された職員は、採用された日の属する月に応じて2~18日の年次有給休暇が与えられます。

また、年次有給休暇のうち職員がその年に与えられなかった日数(残日数)があると きは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。

区 分	平均使用日数
知事部局	11.5日
交通局 (事務、運転士、バスガイド)	14.6日
教育 (事務、教職員)	11.4日
警察 (事務、警察官)	6.0日

集計期間は、平成27年1月1日~平成27年12月31日まで。 交通局は、平成27年4月1日~平成28年3月31日まで。

4 - 2 その他の休暇の種類

職員は必要がある場合、以下の休暇を取得することができます。

種	類	休暇の概要	国の制度との比較
1	公傷休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(公務災害と認定され、勤務できない場合) 【期間】医師の診断書に基づき必要と認める期間	国と同じ
2	病気休暇	公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。)のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 【限度日数】90日(脳血管疾患や精神疾患など特定疾患に指定されている疾患の場合180日)	国は期間制限なし(勤 務しない期間が90日を 超える場合は、以後の 俸給が半減されます)
3	療養休暇	結核性疾患のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 【限度日数】 1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき 必要と認める期間	国は期間制限なし(勤務しない期間が1年を超える場合は、以後の俸給が半減されます)
4	生理休暇	生理日において勤務することが著し〈困難な女子職員が休暇を請求した場合 【限度日数】2日を超えない範囲内において必要な期間	国は病気休暇で対応
5	選挙休暇	投票日に公務出張等のため、不在者投票をしない限り選挙権を行使する余地がない場合であれば、投票日以外にも必要な時間について認められる 【限度日数】必要と認める期間	国と同じ
6	証人休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体 の議会その他官公署へ出頭する場合 【限度日数】必要と認める期間	国と同じ
7	ドナー休暇	骨髄移植のための登録、骨髄液の提供のため勤務することができない場合 [期間]必要と認める期間	国と同じ
8	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】1年において5日以内	国と同じ
9	結婚休暇	職員が結婚した場合 【限度日数】7日を超えない範囲内において必要な期間	国は連続する5日以内 (週休日等を含む)
1 0	産前休暇及び産後休暇	産前:8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に 出産する予定の女子職員が休暇を請求した場合 【限度日数】請求日から出産の日まで 産後:出産した女子職員に対して与える 【限度日数】出産日の翌日から8週間	産前:国は6週間(多胎 妊娠の場合は14 週間)以内 産後:国と同じ
11	育児休暇	生後2年に達しない子を育てる職員が育児の時間を請求した場合 【限度及び単位】1日2回 各60分間	国は生後1年に達しない子を対象とし、1日2 回各30分以内
1 2	出産補助休暇	配偶者の出産に伴い、子又は配偶者の世話、介護等のため勤務することができない場合 「限度日数」配偶者が出産するため病院に入院する日から、当該出産 の日後2週間を経過する日までの期間内において3日の 範囲内で必要と認める期間	

種	類	休暇の概要	国の制度との比較
1 3	忌引休暇	職員の配偶者又は親族(父母、祖父母、配偶者の父母、配偶者の祖 父母等)が死亡した場合 【限度日数】配偶者:10日、父母:7日、祖父母:3日、配偶者の父母: 3日、配偶者の祖父母:1日等	国は配偶者:7日
1 4	祭日休暇	父母、配偶者及び子の初七日、四十九日等に法要を営む等特別の 行事のために勤務することができない場合 【限度日数】1日の範囲内で、そのつど必要と認める時間	国は父母のみ対象
1 5	夏季休暇	夏季期間(6月から9月まで)において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合 (業務の都合により取得できなかった場合は10月まで延長可) 【限度日数】5日間	国は連続する3日以内
1 6	住居滅失休暇	地震、水害、火災、その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合 【限度日数】1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	国と同じ
1 7	感染症交通しゃ断休暇	感染症予防法又は狂犬病予防法による交通の制限又はしゃ断が行われた場合 【限度日数】公的行政機関の強制措置によって、交通しゃ断又は制限 の措置がとられている全期間	国は制度なし
1 8	災害交通しゃ断休暇	地震、水害、火災その他の災害により交通がしゃ断された場合 【限度日数】 現に交通が遮断されていた時間と復旧後の出勤に 要する時間を加えた時間 迂回路等による代替交通機関での所要時間 徒歩通勤による所要時間	国と同じ
1 9	事故休暇	交通機関の事故その他やむ得ない事由に基づ〈事故が発生した場合 【限度日数】事故のために勤務し得ない期間	国と同じ
2 0	公益団体休暇	国、地方公共団体の機関又は公益を目的とする団体等の依頼により、旅行又は会議のため勤務することができない場合 【限度日数】団体からの依頼期間又は会議期間の範囲内で必要と 認める期間	国は制度なし
2 1	つわり休暇	妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することができない 場合 【限度日数】7日を超えない範囲内で必要と認める期間	国は制度なし
2 2	妊産婦健診休暇	女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務することができない場合 【限度日数】妊娠満23週まで:4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで:2週間に1回、妊娠満36週から分娩まで:1週間に1回、産後1年まで:1回、以上の割合で1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	国と同じ
2 3	妊婦休息休暇	妊娠中の女子職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある 場合 【限度日数】勤務時間の途中に適宜休息し、又は補食するために 必要と認められる期間	国と同じ
2 4	妊婦通勤緩和休暇	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体 又は胎児の健康保持に影響がある場合 【限度日数】勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間を 超えない範囲内	国と同じ

種	類	休暇の概要	国の制度との比較
2 5	リフレッシュ休暇	職員が当該年度内に35歳、45歳、55歳に達する時、心身のリフレッシュを図る場合 【限度日数】当該年度内で、週休日、休日及び代休日を除〈連続する 5日以上の勤務日の期間内において、年次休暇2日以上 の取得に引き続〈3日の範囲内	国は制度なし
2 6	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障がある者(配偶者、父母、子など)の介護をするため勤務することができない場合 【限度日数】介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間	国と同じ
2 7	子ども看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子の負傷又は疾病により、子の看護を行うため勤務しないことが相当と認められる場合 【限度日数】子一人の場合5日以内、子二人以上の場合10日以内	国は小学校就学前の子 までが対象 限度日数 子一人 5日以内 子二人以上 10日以内
2 8	男性職員の育児参加のための休暇	配偶者の産前6週間、産後8週間の期間中に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】5日以内	国と同じ
2 9	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるもの(配偶者、父母、子など)の介護その他の世話を行うため勤務することができない場合 【限度日数】5日以内、要介護者を2人以上介護する場合10日以内	国と同じ

¹ 交通局は、5~7、16~17、19、25、28番の休暇制度はありません。また、2、9、11、12、15は取得限度日数が異なります。

² 警察では、25番の休暇名が「チャージ休暇」、27番の休暇名が「看護休暇」となっています。

5 休業の状況

職員の休業制度については、育児休業及び自己啓発休業を設けており、それぞれの取得 状況については、次のとおりです。

5 - 1 育児休業

育児休業又は部分休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資するための休業制度です。

部局	性別	取得者数	
마미	土力」	育児休業	部分休業
知事	男性	1	
ᄱᅗ	女性	72	5
教育	男性	4	
教 自	女性	333	2
警察	男性		
言宗	女性	54	1
計	男性	5	
i i	女性	459	8

5-2 自己啓発休業

自己啓発休業は、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動を可能とするための休業制度です。

部局	取得者数 大学等課程 の履修		国際貢献 活動
知 事			
教 育	3	2	1
警察			
計	3	2	1

5-3 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、公務で活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とするための休業制度です。

		酉	己偶者同行休業	業の対象となる	3
部局	取得者数	外国での 勤務	事業経営そ の他個人が 業として行	外国の大学 における 修学	その他
知事					
教 育	6	6			
警察					
計	6	6			

6 分限及び懲戒の状況

6-1 分限処分 (地方公務員法第28条)

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、<u>一定の事由</u>がある場合に、本人の意に 反して、その身分に不利益な変動をもたらす処分で、免職、休職、降任及び降給の4種類が あります。

「一定の事由」とは、次のような場合です。

「免職又は降任」・・・ 勤務実績が良くない場合

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに

堪えない場合

その職に必要な適格性を欠く場合

職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた

場合

「休職」・・・ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

刑事事件に関し起訴された場合 条例で定める事由に該当する場合

「降給」・・・条例で定める事由に該当する場合

平成27年度における分限処分の状況は次のとおりです。

(単位・人)

処分の種類処分事由	降任	免 職	休 職	降給	合 計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			278		278
職に必要な適格性を欠く場合			2		2
職制、定数の改廃、予算の減少により廃 職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
合 計			280		280

- 1 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
- 2 休職処分を受けている者の休職期間が延長された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

6-2 懲戒処分 (地方公務員法第29条)

懲戒処分とは、職員の<u>一定の服務義務違反</u>に対して、公務員関係における秩序を維持するために任命権者が、職員の道義的責任を追及して科す処分です。

「一定の服務義務違反」とは、次のような場合です。

地方公務員法などの法律や地方公共団体の条例などの規程に違反した場合 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

平成27年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

					(+
処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	1	1	4	6	12
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1			1	2
全体の奉仕者たるにふさわし〈ない非行のあった場 合		2	2	7	11
合 計	2	3	6	14	25

同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

6-3 行為別懲戒処分者数

「6-2 懲戒処分」の具体的な事由は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与等に関する不正				1	1
一般服務義務違反関係 (職務命令違反、事務処理ミス等)		1	1	1	3
一般非行関係 (金銭·異性関係の非行等)		1	2	2	5
収賄等関係 (収賄、横領等)					
道路交通法違反 (無免許運転(失効)、飲酒運転等)			1	3	4
監督責任	1				1
合 計	1	2	4	7	14

7 服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない という服務の根本基準が示されています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには、政治的行為の制限、 営利企業等の従事制限等に関する規定の遵守が求められています。

さらに、職務の遂行にあたって職員以外の者から依頼等を受けた場合の対応を定めることにより、公正かつ公平な職務の遂行を図るとともに、県民の県政への信頼を確保するため、「職員以外の者に対する職員の対応要綱」を制定しています。

このような中、平成27年度においては、次に掲げる通達等により、職員の 服務規律の確保に努めました。

(知事部局)

日 付	内容
平成27年4月23日	職員の服務規律の確保等について
平成27年5月29日	網紀の保持について(依命通達)
平成27年11月20日	網紀の保持について(依命通達)
平成27年12月22日	年末年始における職員の服務規律の確保等について(依命通達)
平成28年3月22日	日人事異動時における職員の服務規律の確保等について(依命通達)

(交通局)

(2 4:: 5)	
日 付	内 容
平成27年4月13日	職員の不祥事の再発防止に向けた取り組みについて
平成27年5月13日	綱紀の保持について(通達)
平成27年7月10日	職員が国勢調査指導員、調査員に任命された場合の営利企業等従事許可について
平成27年12月18日	年末年始における職員の服務規律の確保等について

(教育)

日 付	内 容
平成27年4月23日	職員の服務規律の確保等について
平成27年5月1日	職員の綱紀の保持について(通達)
平成27年5月22日	教職員の綱紀の保持について(通達)
平成27年7月24日	職員の綱紀の保持について(通達)
平成27年9月24日	交通法規の遵守について(通知)
平成27年11月20日	職員の綱紀の保持について(通達)
平成27年12月24日	年末年始における職員の服務規律の確保等について(通達)
平成27年12月25日	職員の綱紀の保持について(通達)
平成28年1月22日	職員の綱紀の保持について(通達)
平成28年3月18日	人事異動時における職員の服務規律の確保等について(通達)
平成28年3月25日	職員の綱紀の保持について(通達)

(警察)

日 付	内。容
平成27年5月18日	「更なる非違事案の防止と県民の信頼回復に向けた取組の徹底について(通達)」
平成27年10月7日	「規律の保持について(依命通達)」
平成27年11月27日	「年末年始における規律の保持と各種事故防止の徹底について(通達)」

8 再就職の状況

「職員の退職管理に関する条例」(平成28年4月1日施行)第3条の規定により、対象となる元職員は「再就職の届出」が義務付けられました。

平成28年4月1日現在の再就職状況は次のとおりです。

	職種					再就職の届出者数(人)		
						平成26年度退職者	平成27年度退職者	
_	般	行	政	部	門	23	19	
バ	,	ス	事	Į.	業	0	0	
教					育	9	10	
警					察	11	11	
合					計	43	40	

届出の対象となる職員は、「職員の退職管理に関する条例」第3条に規定する管理又は 監督の地位にある職員の職として、人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった 者です。

(たとえば、この「人事委員会規則で定めるもの」とは、一般行政部門の場合は、おおむね 課長級以上の職員が対象となります。)

9 研修の状況

9-1 研修の種類及び実施状況

平成27年度に実施した研修については、次のとおりです。

(行政職員)

	職員) 研修の種類	概要	対象者	回数	受講 者数
	新規採用職員前期 研修	本県職員として必要な基礎的事項を身につける。	新規採用職員	1	110
	新規採用職員中期 研修	本県職員として必要な基礎的事項を身につける。	新規採用職員	2	109
	新規採用職員後期 研修	入庁後の半年間を振り返るとともに、企画提案 書作成の基礎を学ぶ。	新規採用職員	2	107
	2年目職員研修	自主活動で作成した企画提案書をもとに、プレゼンテーション(プレゼンテーション用資料の作成を含む。)を行うとともに、自主活動のふりかえりを行う。	入庁2年目	2	94
	3年目職員研修	徴税業務の模擬体験を踏まえ、さらに長崎県職員としての自覚・公務員倫理を向上させるとともに、公金意識及び節約意識を高める。	入庁3年目	2	95
	若手職員研修1	希望制研修の がついた研修科目から1科目 を選択して受講する。	入庁4~6年目	-	-
	7年目職員研修	希望制研修の研修科目のうち、チームマネジ		1	40
指	若手職員研修2			1	-
名	10年目職員研修	「7つの習慣」(個人の自立と組織の最大限の成果を発揮する方法)を学び、10年目職員として必要な事項を身につける。	入庁10年目	1	22
研修	12年目職員研修	リーダーを補完・支援しつつ、当事者意識を 持って業務を推進し、職場を活性化していくマ インドを養う。	入庁 1 2 年目	1	22
	15年目職員研修	リーダーを補完・支援しつつ、当事者意識を 持って業務を推進し、職場を活性化していくマ インドを養う。	入庁 1 5 年目	Э	81
	新任係長等研修	係長昇任直後に、係長として必要なマネジメントスキルを身につける。	新任係長等	4	115
	課長補佐等研修	身につける。 課長昇任直後に、課長として必要なマネジメン		3	97
	新任課長等研修			2	21
	本庁班長研修	希望制研修の がついた研修科目から1科目 を選択して受講する。	本庁班長	-	-
	トップセミナー	県政の運営に必要な知識を学ぶ。	部次長級、課長、 地方機関長等	1	163
	再任用職員研修	再任用職員がこれまでの経験を活かしつつ、 新しい立場と役割を認識して業務が遂行でき るようにする。	新規再任用職員及 び希望する再任用 職員	1	32

_						
	組	コーチング研修 (県·市町·企業合 同)	コーチングの手法を学び、実践できるようにする。	希望する職員	2	18
	織運学	トレーナー研修	新規採用職員を育成するための手法を身につけ、OJTを実践できるようにする。	希望する職員	2	27
	力	チームマネジメント 研修 (県·市町・ 企業・NPO合同)	チームを円滑に運営するための手法を学び、 実践できるようにする。	希望する職員	1	14
	運	リスクマネジメントセ ミナー	組織運営における危機管理の手法を学び、実践できるようにする。	希望する職員	1	60
	堂艺支援力	職場風土変革研修	めざすべき組織文化創造に必要なマネジメント理論と技術を学び、職場活性化に向けた活動を行える ようにする。	希望する職員	1	28
	,	モチベーション向上 研修	前向きな思考の持ち方を学び、組織全体の活性化に寄与する姿勢を身につける。	希望する職員	1	22
		事業のスクラップ研 修	既存事業や業務の廃止・見直しの心構えや手 法を学び、身につける。	希望する職員	1	14
		仕事の効率アップ 研修	仕事の段取りやタイムマネジメントの手法を学び、仕事の効率を向上できるようにする。	希望する職員	2	58
差	政策実	ファシリテーション研 修	庁内及び住民等との合意形成を円滑に進める ための手法を身につけ、実践できるようにす る。	希望する職員	1	28
	現力	現状分析力向上研修 (県·市町・ 企業・NPO合同)	現状分析に関する手法を学び、現状分析力を 向上させ的確な問題設定ができるようにする。	希望する職員	2	64
制		マーケティング研修 (県·市町·企業·NP 0合同)	民間企業社員やNPO職員等とともにニーズ把握及び情報発信の手法を学び、その中で視野を広げ、相互理解を図る。		1	16
研		地域ブランディング 研修	地域の資源や魅力を発見・向上させるスキルを身につけ、実践できるようにする。	希望する職員	1	9
修		地域振興施策研修	本県の経済情勢及び身近な情報を分析し、施 策を考えることができるようにする。	希望する職員	1	17
		ロジカルシンキング 研修	論理的な思考方法を学び、実践できるようにする。	希望する職員	1	30
		ワンペーパー資料 作成研修	業務で必要な要約の方法を学び、ワンペー パーで資料を作成できるようにする。	希望する職員	2	90
		プレゼンテーション 研修	プレゼンテーションの方法(発表の仕方)を学び、実践できるようにする。	希望する職員	2	46
	務遂行	コミュニケーション 力向上研修 (県·市町·企業·NP O合同)	上手な自己主張の手法を学び、状況に応じて 適切なコミュニケーションを取ることができるよ うにする。	希望する職員	2	42
	力	交渉力養成研修	交渉の場において相手を納得させるための手 法を学び、庁内・対外的な職務を円滑に遂行 できるようにする。	希望する職員	1	24
		クレーム対応研修	クレーム対応の手法を学び、実践できるように する。	希望する職員	1	21
		マニュアル·引継文 書作成研修	抜けや漏れがな〈分かりやすいマニュアル·引 継文書の作成方法身につける。	希望する職員	1	50
		債権管理研修	税外未収金の管理及び回収手法を学び、実践できるようにする。	希望する職員	1	9

		企業会計(財務諸 表の読み方)研修	貸借対照表や損益計算書等、財務諸表の基本的な読み方を身につける。	希望する職員	1	20
望制	業務遂	企業会計(財務シ ミュレーション)研修	企業経営を疑似体験することにより、財務諸 表の仕組み及び見方に関する理解を深める。	希望する職員	1	6
研修	行力	企業会計(財務分析)研修	財務諸表を用いた経営分析の手法について学び、実践できるようにする。	希望する職員	1	14
		条例・規則(案)の 作り方研修	条例・規則の読み方・作り方を学び、実践でき るようにする。	希望する職員	1	14

ファシリテーションとは:集団による問題解決、アイデア創造、合意形成などあらゆる知識創造活動を支援し促進していく働き。(狭義には、会議が円滑に運営されるように行う議事進行の技術。)

(交通局)

研修の種類	概 要	対象者	回数	受講 者数
新任高速担当者研修	高速運行に対応した基本的運転技能及び接 遇マナーの修得を図る	新任高速バス運転士	1	2
エコ・ドライブ研修	燃料節約・地球環境にやさいい運転方法の修 得を図る	運転士	4	38
運行管理者局内研修	運行管理·労務管理についての研修	運行管理者	2	32
事故惹起者研修	事故の原因究明と分析及び再発防止策の構 築を図る	事故惹起者	7	41
新任嘱託運転士研修	バス運転士としての基本的運転技能及び接遇 マナーの習得	新任嘱託運転士	5	26
新任運行管理者研修	運行管理者の心構えについて習得する	運行管理者	1	3
高速バス乗務員研修	高速バス乗務員としての資質の向上、緊急時 の対応、乗客の安全輸送の知識を高める	高速バス乗務員	3	24
貸切バス乗務員研修	貸切バス乗務員としての資質、接客接遇の向 上、旅客運送事業運輸規則その他法令順守	貸切バス乗務員	3	54
新任貸切バス乗務員研修	貸切バス運行に対応した基本的運転技術及 び接客マナーの修得を図る	新任貸切バス運転士	3	6

(教職員)

研修の種類	概 要	対象者	回数	受講 者数
経年·職務研修	教職経験年数に応じ、教育の専門職としての 職務遂行に必要な知識、技能、態度等の向上 を図る	初任者、10年経験者、20年経験者、管理職等	64	3,983
教科·領域等研修	教科・領域等を中心として、職務遂行上必要な 専門事項について個人の希望や学校課題に よる校長の指名で受講する。	教科等研修などに ついて希望する者 あるいは校長や教 育委員会が指定す る者	43	663
課題研修	今日的課題で早期対応が必要な内容を研修 テーマごとに系統的・効果的に、期間を設定し て重点的・集中的に実施する。	希望する者	14	287

(警察官)

研修の種類	概 要	対象者	回数	受講 者数
採用時教養	新規採用職員に対する警察実務、職場倫理 教養	新規採用者		109
昇任時教養(県)	昇任者に対する幹部教養	警部補 巡査部長		17
専科教養	各部門における現任職員に対する警察実務 教養	希望する職員及び 指名された職員		321
飛翔塾	精強な第一線警察を構築するため若手を対象 として実戦的総合訓練を中心に行う教養(年3 回実施)	拝命4年目の警察 官 (地域警察官)		211
幹部伝承セミナー	次席・副署長職に就〈可能性が高い警部に対し、各部長・首席監察官が行う伝承教養(年2回実施)	昇任7年目の警部		40

9-2 派遣研修の種類及び実施状況

平成27年度に実施した派遣研修については、次のとおりです。

(行政職員)

研修の種類	目的、概要	派遣 人数
国や民間企業等への派 遣研修	国における行政手法や民間企業における経営感覚等を習得させ、従来の思考や慣行にとらわれず、柔軟な発想を養わせる。 【派遣先】内閣府、外務省、中小企業庁、国土交通省、三菱重工業(株)長崎造船所、(財)ながさき地域政策研究所、(財)自治体国際協会、(社)観光連盟、三井物産(株)	13
語学研修	中国との交流促進のため、当地の大学で実地に語学研修を行い、国際感覚と語学力を備えた職員の育成を図る。 【派遣先】中華人民共和国、大韓民国	3
自治大学校派遣	自治大学校において、政策形成能力や行政管理能力を養成する ことにより、地方自治を担う人材の育成を図る。	7

(教職員)

研修の種類	目 的 · 概 要	派遣 人数
大学院派遣	理論と実践との統一を目指した研修を通じて、学校教育の様々な 分野における教育研究の中核となる人材の育成を図る。	14
	【派遣先】 長崎大学大学院、新教育大学大学院	
教員社会体験研修	教員を民間企業や福祉施設等に派遣し、一定期間研修させることにより、社会性の高揚や視野の拡大を図り、学校教育の充実に資する。 【派遣先】 ホテルセントヒル長崎、長崎空港ビルディング、こども・ 女性・障害者支援センター等	6
中央研修講座	独立行政法人教員研修センターにて、各地域の中核として教育に取り組む校長、教頭等の管理職及び中堅職員を育成することを目的とした研修(校長·教頭約2週間、中堅教員約3週間)	31

10 人事評価の状況 今回より、勤務成績の評定の状況から変更

(行政職員)

評価に対する職員の信頼性と納得性を高め、職員の能力や業績などが、より適正に評価され、意欲を持って職務に励むことができる制度を目指し、目標管理制度などを柱とした人事評価制度について、課長級以上の職員を対象に、平成17年度から本格実施し、業績評価結果は、平成18年6月期の勤勉手当から反映し、平成20年4月には勤務評勤務評定の評価結果を昇給に反映させています。

また、平成23年度からは、総括課長補佐を対象に目標管理制度を、平成24年度からは、本庁参事や班長等を対象に目標チャレンジ制度を導入しました。

そのような中、平成26年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を全ての職員に 実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとさ れました。

このため、人材育成並びに適正な評価と結果の活用により職員の士気が高まることを目的に、平成27年度より人事評価制度の対象を課長補佐級以下の職員に拡大して試行を実施し、課題等を検証のうえ、平成28年度から本格導入しています。

引き続き、制度の安定運用に向けた検証・改善に努めるとともに、人事評価結果の 給与等への反映・活用について検討を進めていきます。

(教職員)

教職員の職務を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた能力及び意欲・姿勢について適正に評価を行い、人事管理の公正な基礎資料とするとともに、教職員の資質能力等の向上を図り、学校組織を活性化させることによって、学校教育の充実に資することを目的とした人事評価制度を平成18年度から実施しています。

(警察官)

これまで、地方警務官を除く全警察職員を対象に、職員の勤務成績、性格、能力、適 性等を公正に評価する勤務評定制度を実施し、職員の昇任、昇給人事配置等の人事管理 に反映させていました。

しかし、地方公務員法の改正に伴い従来の勤務評定制度から職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価を、地方警察官を除く全警察職員に実施することとなり、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされました。

このため、職員個々の能力や業績等を的確に把握して適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、組織全体の士気高揚及び公務能率の一層の推進を図るため人事評価制度を導入し、平成28年10月から実施することとしています。

11 福祉の状況

11-1 公舎·独身寮の設置状況

県の職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置 している建物の状況は、次のとおりです。

(平成28年4月1日現在)

項目	戸 数	設置地	区区分
区分	(独身寮は室数)	本土地区	離島地区
世帯用住宅	3,093	2,388	705
単身赴任者用住宅	487	244	243
小世帯用住宅	18	18	
独身用住宅	24	24	0
独身寮	406	258	148
計	4,028	2,932	1,096

[「]離島地区」は、離島振興法適用地区に設置している住宅 「本土地区」には、県外の住宅を含む

住居区分の概要

「世帯用住宅」 以下に掲げる住宅以外の世帯向け住宅(2DK~3DK)

「単身赴任者用住宅」 単身者及び単身赴任者向け住宅(1K~2K) 「小世帯用住宅」 女性単身者(独身者及び単身赴任者)対象の小世帯向け住宅(1K)

「独身用住宅」 入居年度の4月1日現在で29歳以下の独身男性向け集合住宅(1K)

「独身寮」 賄い付き共同住宅(1R)

11 - 2 健康管理

職員の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進するために、 定期健康診断など、次のような取組を行っています。

(行政職員) (平成27年度実績)

項目	主な内容	実施時期	受診者数 (相談者数)
定期健康診断	胸部 X線撮影、尿検査、 血液生化学検査、 心電図検査 等	5月から3月	3,062人
	胃がん検診	6月から3月	945人
	肺がん検診	5月から3月	772人
生活習慣病健康診断	大腸がん検診	6月から3月	716人
	婦人がん検診	7月から3月	615人
	人間ドック	8月から3月	1,030人
健康相談	一般相談	年 間	延べ955人
)注 <i>1</i> 來作业	メンタル相談	年 間	延べ1,910人

(教職員[市町立学校を除く])

項目	主な内容	実施時期	受診者数 (相談者数)
定期健康診断	胸部 X 線撮影、尿検査、 血液生化学検査、 心電図検査 等	4月から3月	4,157人
	肺がん検診	4月から2月	344人
生活習慣病健康診断	大腸がん検診	4月から2月	1,627人
土/百百惧例健康移例	女性検診	4月から2月	868人
	人間ドック	4月から2月	898人
健康相談	メンタル相談	年 間	90人

メンタル相談については、市町立学校を含む延べ相談者数

(警察職員)

項目	主な内容	実施時期	受診者数 (相談者数)
定期健康診断	胸部 X線撮影、尿検査、 血液生化学検査、 心電図検査 等	4月から3月	3,481人
	胃がん検診	4月から3月	1,696人
先注羽牌宁/碑亩÷ ◇账	大腸がん検診	4月から3月	1,702人
生活習慣病健康診断	子宮がん検診	4月から3月	302人
	乳がん検診	4月から3月	247人
健康相談	メンタル相談	年 間	14人

11-3 県職員互助会等の状況

- (1)「地方公務員法第42条」及び「職員の互助共済制度に関する条例」に基づき設置された一般財団法人です。
- (2)会員の掛金により運営し、次のような事業を行っています。

【主な給付事業】

《県職員互助会》

特別弔慰金、出産費、家族弔慰金、災害見舞金、結婚・入学祝金、遺児育英資金、 人間ドック助成給付金、障害見舞金、リフレッシュ用品、職員文化展等助成、退職者記念品 カフェテリアプ゚ラン(会員選択型福利厚生事業)、療養費・家族療養費補助金、凍結退会給付金、 球技大会等助成、介護休暇給付金、妊婦検診助成給付金、単身赴任者支度金、 休職者支援給付、独身寮入居料助成、地域貢献活動助成

《県教職員互助組合》

出産費、埋葬料、災害見舞金、結婚祝金、遺児給付金、永年勤続記念事業、 入院見舞金、休職(無給)見舞金、芸術鑑賞等利用補助、療養費・家族療養費 退職特別給付金、介護休暇給付金、メガネ等補助、退職慰労金 リフレッシュ支援事業

《県警察職員互助会》

死亡弔慰金、遺児育英資金、傷病見舞金

12 利益の保護の状況

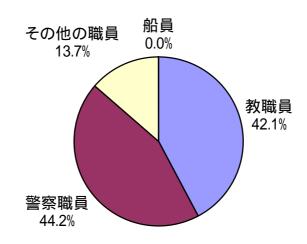
公務災害の認定状況

平成27年度の公務災害の認定状況は、次のとおりです。

(単位:件)

								<u>(単位∶作)</u>
		2等の区	分			平成27年度	中の認定件数	
				平成26年度末	平成27年度中	公務上又は通	公務外又は通	平成27年度中
				未処理件数	の 受 理 件 数	勤 災 害 該 当	<mark>勤災害非該当</mark>	の 認 定 件 数 合 計
職.	<mark>員の区</mark>	分 <u></u>						
教	Į	戠	員	3	82	81	2	83
警	察	職	員	1	86	87		87
		144						
電	気・ガ	ス・水	道					0
事	業	職	員					
運	輸事	業 職	員	2	1	2	1	3
船			員					0
そ	の他	の職	員	2	22	22	2	24
合			計	8	191	192	5	197

[「]その他の職員」には、教職員や警察職員など上記の区分以外の一般職員を表します。



13 管理職試験

13-1 課長級試験の実施状況

知事部局及び教育委員会では、課長級への昇任にあたって、能力・実績を重視した 人材の登用を図っていくため、意欲ある職員に選考の機会を与えることにより、より 公正・公平な視点での人事管理を行っていくことを目的として試験を実施しています。

(知事部局)

区分	受験者数	合格者数	合格率
事務職	135 人	35 人	25.9%
技術職	137 人	15 人	10.9%
計	272 人	50 人	18.4%

(教育)

区分	受験者数	合格者数	合格率
事務職	19 人	7 人	36.8%
技術職	0 人	0 人	
計	19 人	7 人	36.8%

13-2 校長、副校長、教頭、事務長試験の実施状況

校長、副校長、教頭、事務長は、管理職選考試験により登用しています。 管理職選考試験は、意欲ある職員に選考の機会を与え、公正公平な人事管理を行うと ともに、勤務実績やリーダーシップ等に優れた人材を任用するために行っています。

(小·中学校)

区分	受験者数	合格者数	合格率
校長·副校長	350 人	86 人	24.6%
教 頭	374 人	100 人	26.7%

(県立学校)

区分	受験者数	合格者数	合格率
校長·副校長	44 人	19 人	43.2%
教 頭	51 人	15 人	29.4%

14 通報制度の運用状況

(1)長崎県法令違反等通報制度の運用状況

平成19年9月10日から、不適切な物品調達問題の再発防止策の一つとして、平成18年4月施行の「長崎県内部通報制度」を見直し、「長崎県法令違反等通報制度」を施行しました。

この制度の施行により、県職員の法令違反行為等があった場合、内部の職員等からの通報だけでなく、県民からの通報も対象とし、また、弁護士による外部窓口も開設しています。

通報件数	受理件数 (A + B + C)	法令違反等に 当たらないもの (A)	法令違反等に 当たるもの (B)	調査継続中の もの (C)	口口	不受理件数
1	1	1	0	0	0	0

(2)長崎県教育委員会法令違反等通報制度の運用状況

長崎県教育委員会においても知事部局と同様に、平成20年9月1日から「長崎県教育委員会法令違反等通報制度」を新たに施行しました。この制度により県教育委員会職員及び公立学校教職員の法令違反行為等があった場合、内部の職員等からの通報だけでなく、県民からの通報も対象となりました。また、弁護士による外部窓口も開設しています。

通報件数	受理件数 (A + B + C)	法令違反等に 当たらないもの (A)	法令違反等に 当たるもの (B)	調査継続中の もの (C)	取下	不受理件数
6	2	0	2	0	0	4

人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

1 - 1 競争試験

平成27年度採用試験実施結果

区分		<u>年度採用</u> 職	利		`	申込者数	受験者数	受 験 率	採 用	1 次 合格者数	最 終 合格者数	競争倍率	採用数
	行				政	340	268	78.8	40	68	40	6.7	35
		政 (特別	」 枠)	71	56	78.9	10	18	8	7.0	7
	教	育	事		務	151	126	83.4	25	50	34	3.7	31
	警	 察			務		51	85.0	10	25	14	3.6	11
	水				産	32	26	81.3	4	9	4	6.5	4
	農				業	21	17	81.0	5	11	6	2.8	5
	畜				産	3	3	100.0	1	2	2	1.5	2
大	林				業	17	10	58.8	5	7	3	3.3	3
	農	業	±	_	木	4	2	50.0	2	1	1	2.0	1
卒	±				木	34	22	64.7	11	13	7	3.1	7
程	建				築	6	6	100.0	4	3	1	6.0	1
1±	環	境	科	ŀ	学	39	29	74.4	3	8	3	9.7	3
度	電				気	12	8	66.7	1	4	1	8.0	1
	栄		養		±	38	29	76.3	1	4	1	29.0	1
	社	会	福	i	祉	23	21	91.3	3	7	3	7.0	3
	少	年 補		職	員	13	12	92.3	2	6	2	6.0	1
			小計			864	686	79.4	127	236	130	5.3	116
	<i>ن</i> =	π	民間企	- 業経	食者	119	93	78.2	3	15	3	31.0	3
	行	Щ	x 海外活			16	12	75.0	1	5	2	6.0	2
			計			999	791	79.2	131	256	135	5.9	121
短	保		育		±	12	12	100.0	3	7	3	4.0	2
短卒程													
度			計			12	12	100.0	3	7	3	4.0	2
高	_	般	事	Į.	務	120	104	86.7	5	13	6	17.3	4
	教	育	事	Į.	務	39	37	94.9	4	10	5	7.4	3
卒	警	察	事	Į.	務	93	83	89.2	5	17	10	8.3	6
	林				業	7	4	57.1	1	3	3	1.3	3
程	農	業	±	-	木	5	5	100.0	2	3	3	1.7	3
度	土				木	5	5	100.0	2	5	5	1.0	5
is.			計			269	238	88.5	19	51	32	7.4	24
	警察'	官類(男性)			357	289	81.0	52	157	64	4.5	43
警	(大学	学卒)【一般	般】			345	277	80.3	50	152	61	4.5	40
		【武i	道】			12	12	100.0	2	5	3	4.0	3
察	警察'	官類(男性)			456	393	86.2	44	175	59	6.7	41
官	警察'	官 類(3	女性)			98	65	66.3	11	39	14	4.6	7
	警察'	官 類(3	女性)			100	82	82.0	6	24	9	9.1	9
			計			1,011	829	82.0	113	395	146	5.7	100
		合	計			2,291	1,870	81.6	266	709	316	5.9	247

1 - 2 競争試験実施期日等一覧

		大学卒業程度	大学卒業程度	警察官 類	短大卒業程度	高校卒業程度	警察官 類
		事務	民間企業等経験者	(男性)	技術	事務	(男性)
		技術	海外活動等経験者	(女性)		技術	(女性)
試験公告(配	已布開始)		4/14(火)		7 / 3 (金)		
受付期間		5/7(木) ~ 5/2 2(金)			8 / 7 (金) ~ 8 / 2 1 (金)		
第1次試験		6/28	3(日)	7/12(日)	9/27(日)		10/18(日)
第1次試験台	格発表	7 / 8 (水)		7/22(水)	10/5 (月)		10/26(月)
第2次試験	論(作)文	7 / 1 7 (金)	ı	8 / 1 0 (月)	1 0 / 2 1 (7k) 1 1 / 1		1 1 / 1 2 (木)
	体力	-	-	8/11(火)	- 1		1 1 / 1 3 (金)
	面接	8/2(日) ~8/7(金)	7/25(±)	8 / 1 9 (水) ~ 8 / 2 8 (金)	10/29(木) ~11/2(月)	10/29(木)~11/2(月)	1 1 / 1 8 (水) ~ 1 1 / 2 7 (金)
最終合格発表		8 / 2 4 (月)	8 / 2 4 (月)	9 / 7 (月)	1 1 / 1	6 (月)	1 2 / 1 4 (月)

1-3 競争試験会場別受験者数

	職種		地 会 場		受験者数	
	44以 11生	試験地	云 场	月/日	平27	平26
大卒程度	事務・技術 民間企業等職務経験者	長崎	長崎大学(文教町)	6/28	706	704
X 1 11/X	(U・Iターン型) 海外活動等経験者	東京	立教大学(池袋キャンパス)	0720	85	66
警察官	類(男性・女性) 【一般】	長崎	長崎大学 (文教町)	7/12	342	299
	類(男性) 【選択(武道)】	長崎	長崎県警察学校	7712	12	9
短卒程度		長 崎	長崎大学(文教町)	9/27	12	58
应十任 <i>及</i>	נואצנ	佐世保	長崎県立大学(佐世保校)	9/21	0	17
		長崎	長崎大学(文教町)		149	162
		佐世保	長崎県立大学(佐世保校)		46	50
	事務・技術	島原	島原文化会館	9/27	19	22
高卒程度		下五島	福江総合福祉保健センター		6	1
		上五島	五島振興局上五島支所		3	1
		壱 岐	壱岐振興局		9	7
		対 馬	対馬振興局		6	5
		長崎	長崎大学(文教町)		309	310
	類(男性)	佐世保	長崎県立大学(佐世保校)		105	120
警察官		島原	雲仙岳災害記念館		31	38
高 宋 日	類(女性)	下五島	五島警察署	10/18	7	8
		上五島	新上五島警察署		1	2
		壱 岐	壱岐警察署		15	16
		対 馬	対馬南警察署		7	5

会場・月/日は、平成27年度実施のものであり、前年度と必ずしも同じではない。

1-4 採用選考の実施状況

部 局 名	職名	人数(人)
知事	医師	3
	獣医師	6
	薬剤師	5
	診療放射線技師	1
	臨床検査技師	2
	保健師	6
	職業訓練指導員	4
	海技従事者	2
	児童自立支援専門員	1
	児童生活指導員	1
	学芸員	1
	心理判定及び相談調査に従事する者	2
	身体障害者を対象とした一般事務	1
	人事交流等	1 5
	計	5 0
警察本部	海技従事者	2
	人事交流等	8
	計	1 0
教育委員会	海技従事者	3
	身体障害者を対象とした教育事務	1
	人事交流等	1 8
	計	2 2
交通局	運転技師	1 5
	整備士	1
	運行管理者	1
	ガイド	3
	交通局事務(電算)	2
	計	2 2
合 計		1 0 4

1-5 民間企業等職務経験者採用選考

平成27年度実施なし

1-6 任期付職員の採用の承認

採用する職	任期	備考
長崎県危機管理課参事	H27.8.3~H30.3.31(2年間8月)	
対馬高校韓国語講師	H28.4.1~H30.3.31(2年間)	
壱岐高校中国語講師	H28.4.1~H29.3.31(1年間)	
長崎県産業労働部政策監	H28.4.1~H29.3.31(1年間)	更新
長崎県職員(技師)(土木)	H28.4.1~H29.3.31(1年間)	更新

1 - 7 昇任選考

部局名	昇任人数
知事	253
議会	1
人事委員会	2
監査事務局	3
選挙管理委員会	1
県北部海区漁業調整委員会	1
五島海区漁業調整委員会	1
教育委員会	15
学校	85
警察本部	42
交通局	8

(委任した昇任試験及び昇任選考)

(1)昇任試験実施結果

	受験者数		最終合格率			
	又吸自奴	予備試験	第1次試験	第2次試験	(%)	
警部昇任試験	486	104	46	28	5.8	
警部補昇任試験	574	119	77	51	8.9	
巡査部長昇任試験	647	159	107	80	12.4	

(2)昇任試験実施日

	予備試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	平27.4.28	平27.5.14	平27.6.15
警部補昇任試験	平27.4.27	平27.5.13	平27.6.16~17
巡査部長昇任試験	平27.4.27	平27.5.12	平27.6.18~19

(3)昇任選考実施結果

部局名	昇任人数
知事	87
教育委員会	10
学校	11
警察本部	11
交通局	1

2 人事委員会報告

ア 勧告の内容

項目	状 況
勧告日	平成27年10月9日(金)
勧告	1 給料表について 現行の行政職給料表及び教育職給料表等を別記のとおり改定すること。なお、その他 の給料表については、国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告の内容に準じて改 定すること。 2 諸手当について (1) 初任給調整手当については、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師 に対する支給月額の限度を 413,300 円とし、医療職給料表(一)以外の給料表の適 用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職に あるものに対する支給月額の限度を 50,500 円とすること。 (2) 期末・勤勉手当については、国家公務員の諸手当の改定に関する人事院勧告の内容 に準じて改定すること。 3 改定の実施時期について この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のうち平成27年 12月に支給される期末・勤勉手当の支給割合についてはこの勧告を実施するための条例 の公布の日から、2の(2)のうち平成28年度以降の期末・勤勉手当の支給割合について は平成28年4月1日から実施すること。

イ 報告の内容

① 本年の給与改定

項目		 状	況	
	公民較差	((参考) 官民較差	(国)
公民較差 (行政職)		公民較差 (行政職)). 30% , 109円). 44% , 638円		官民較差 (行政職) 0.36% 1,469円
給与改定の内容	行政職給料表は、人事院勧告の内容に準じて初任給を 2,500 円引き上げ、若年層についても同程度の改定とし、その他はそれぞれ 1,100 円の引き上げを基本に改定その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し引上げ (2) 初任給 (行政職)			
			433人、平均年齢4	
	区分	現行改定後		<u>牧定率</u>
	計の日始	367, 950円 368, 737円	+	0. 21%
勧告どおり改 定された場合	給料の月額	332,673円 333,179円	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	0. 15%
の1人当たり	諸手当	35,277円 35,558円	281円	0. 80%
の1人当たり				
	(参考)		ag states	1 + +
の1人当たり	(参考) 区 分 年 間 給 与	現 行 改定後 5,958千円 6,007千円	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	文定率 0. 80%

② 勤務環境の整備等

項目	状 况
時間外勤務等の 縮減	業務の過程や内容の合理化・効率化等について一層の取組が必要 さらに計画的、効率的な業務遂行の妨げとなる要因の改善及び業務量に応じた人員配置の 工夫等に努める必要
仕事と家庭生活 の両立支援	性別にかかわりなく両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりに引き続き努める必要 両立支援推進のため、フレックスタイム制について国の実施状況及び他の都道府県の動 向等に留意しながら研究する必要
心の健康づくり	ストレスチェック制度の創設を踏まえ、メンタルヘルス不調の未然防止強化に努めるなど メンタルヘルス対策を総合的に推進する必要
良好で働きやす い職場環境の確 保(ハラスメン ト防止対策)	ハラスメントが潜在化しないよう実態把握に努め、適切な対応を行うなど防止及び解決に 向けた実効性のある取組を行う必要

③ 人事管理上の課題

項目	状 況
能力・実績に基 づく人事管理の 推進	人事評価制度の円滑な導入及びその結果の活用に向け、関係規程等の整備、評価者に対す る研修、職員の苦情相談・苦情処理の仕組みの充実などの取組をさらに進めていく必要
女性職員の育成 ・登用	国における女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築の動向に留意のうえ、意欲と 能力のある女性職員を管理職等へ積極的に登用するため、計画的な育成をさらに推進する必 要
雇用と年金の 接続	引き続き、国の動向を注視しながら、雇用と年金の接続について適切に対応していく必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	平成26年度 末の係属件 数	平成27年 度中の要 求件数	平成27年 度中の終 結件数	平成28年 度への繰 越件数
給与				
休暇				
その他		1 (1)	1 (1)	
計	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)

	立ばの左舟			左の内訳				
区分	平成27年度 中の終結件			判定				
区力	数	却下	取下げ	全部容認 処分取消	一部容認 処分修正	全部否認 処分承認		
給与								
休暇								
その他	1 (1)	1 (1)						
計	1 (1)	1 (1)						

4 不利益処分についての不服申立ての状況

()内は事案数

					/ 图 多 未 致		
	区分	平成26年度末 の係属件数	平成27年度中 の申立件数	平成27年度中 の終結件数	平成28年度へ の繰越件数		
懲戒	争議行為	31,451(23)		693 (0)	30,758(23)		
処 分	その他	3 (3)	5 (5)		8 (8)		
5	分限処分	1 (1)			1 (1)		
	その他	0 (0)			0 (0)		
	計	31,455(27)	5 (5)	693 (0)	31,767(32)		

()内は事案数

				左の内訳	•	/			
区分	平成27年度中の			判定					
区刀	終結件数	却下	取下げ	全部容認 処分取消	一部容認 処分修正	全部否認 処分承認			
懲戒処分	693 (0)	631 (0)	62 (0)						
分限処分									
その他									
計	693 (0)	631 (0)	62 (0)						

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務		計 (0()	内訳	(1)	うち重な国際品		上の段	_
	定型的な業務を行う職務	372	7.7%	職名 主事 技師 事務職員 係員	174 92 55 51	うち再任用報負	(人)	(%)	段階
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	518	10.8%	計 主事·文化財保護主事·学芸員 技師 事務職員 係員	257 124 88 49	0	890	18.5%	係員級
3級	1 係長の職務 2 高等学校、特別支援学校又は中学校の主任の職務 3 主任主事又は主任技師の職務 4 警察本部又は警察署の主任の職務 5 事務主任又は事務主査の職務	1454	30.3%	計 主任主事 主任技師・主任指導員 事務主査 主任 係長 事務主任 主査 主任文化財保護主事・主任学芸員	518 701 327 135 120 101 36 28 6	78 22 45	2495	51.9%	係長級
4 4 B	1 課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 地方機関、教育機関又は警察署の課(室)長又は専門幹の職務 3 高等学校又は特別支援学校の副主幹事務長又は事務長の職務 4 困難な業務を行う孫長の職務 5 困難な業務を行う孫長の職務	1172	24.4%	計 係長 事務主任 主任 専門指導員・主任指導員 講師 課長補佐 専門幹・助教授 事務主幹・副主幹事務長	1454 868 123 39 8 3 50 27 26	145 10			
	6 事務主幹の職務 7 困難な業務を行う事務主任の職務			地方機関、教育機関又は警察署の課(室)長 副参事 地方機関、教育機関の所長 副調査官	13 12 2 1	1			
5級	1 困難な業務を行う課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関、教育機関又は警察署の課(室)長又は専門幹の職務 3 困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の副主幹事務長の職務 4 困難な業務を行う事務主幹の職務	911	19.0%	課長補佐 地方機関、教育機関又は警察署の課(室)長 専門務主幹 総括課長補佐 副沙事事務主 副主幹事務長 地方機関、教育機関の所長・出張所長 副前監督 総査指導幹 助教授 専門指導員 副聞長・事務長 地方機関、教育機関の次長 少年サポートセンター長・校長補佐	305 164 124 87 80 50 38 18 15 15 4 4 2 2 2	11 3 1 1	1042	21.7%	課長補佐級
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課(室)長、企画監又は参事の職務 2 振興局の部長、副部長又は支所長の職務 3 地方機関の長又は次長の職務 4 高等学校又は特別支援学校の事務局長又は主幹事務長の職務 5 警察本部の課長、管理官、次席調査官、室長又は調査官の職務	266	5.5%	参事 本庁の課(室)長・センター長 企画整事務長 地方機関、教育機関の部長・部門長 地方機関、教育機関の次長・副部長 地方機関、教育機関の次長・副部長 地方機関、教育機関の所長・支所長 警察本部の室長 副幹務局長 次席規関、教育機関の次長 調査管 地方査官 監査管 警察本部の課長 観費の次長 観査を開始し、教育機関の次長 観査を開始し、教育機関の次長 観査を開始し、教育機関の次長 観査を開始し、教育機関の次長 観査を開始し、教育機関の次長 観査を開始し、教育機関の次長 観査を開始し、表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表	71 51 29 26 23 19 12 8 6 4 3 3 3 2 2 2	1	309	6.4%	課長級
7 KB	1 本庁又は委員会等の事務局の次長又は参事監の職務 2 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課(室)長又は企画監の職務 3 振興局の局長若しくは次長又は困難な業務を行う振興局の部長、副部長若しくは支所長の職務 4 困難な業務を行う地方機関又は教育機関の長又は次長の職務 5 困難な業務を行う声学校又は特別支援学校の事務局長又は主幹事務長の職務 6 警察本部の参事官の職務 7 困難な業務を行う警察本部の課長、管理官又は室長の職務	72	1.5%	計 本庁の課(室)長・センター長 建設監 参事監 本庁の次長 地方機関、教育機関の所長 地方機関、教育機関の次長 校長 振興局の局長	42 1 11 5 4 3 3	2	44	0.9%	次長
	1 本庁の部局又は委員会等の事務局の長、危機管理監、理事、技監、政策監又は会計管理者の職務 2 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の次長又は参事監の職務 3 困難な業務を行う振晃曲の局長又は次長の職務	26	0.5%	計 本庁の次長 振興局の局長 地方機関、教育機関の次長 参事監 校長 本庁の部長・局長	72 6 3 3 2 1 3	0			級
Ωźū	4 特に困難な業務を行う地方機関又は教育機関の長の職務 1 困難な業務を行う本庁の部局又は委員会等の事務局の長、危機管理監、理事、技監、政策監又は会計管理者の職務	14	0.20/	政策監・技監 会計管理者 地方機関、教育機関の所長 計本庁の部長・局長	6 1 1 26	0	25	0.5%	部長級
9級	理者の職務 2 重要で困難な業務を行う振興局の局長の職務	14	0.3%	理事	14	0			

備考 1 人数には任期付の臨時職員を含む。

公安職給料表

職務		슴	計	内訳				の段階	
の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	370	12.0%	係員	370				_
<u> </u>				主任	370 187	0	1.097	35.5%	主係
2級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う係員の職務	780	25%	係員	593		(187)	(6.0)	任員 級級
	2 四元の不切で11 7 小泉 ジャッカ			計	780	0			- 47X
	1 係長の職務			係長 主任	33 304				
3級	2 困難な業務を行う主任の職務3 特に困難な業務を行う係員の職務	471	15.2%	係員	134		671	21.7%	(係主
	- 141-EXE 0.5K(3) C 13.5 (8/5/C/V-18/19)		1	計 ====================================	471	0	(33)	(1.1)	長任 級級
	1 警察本部の課長補佐の職務			課長補佐 警察署の課長	17				<u> </u>
4級	2 警察署の課長の職務3 困難な業務を行う係長の職務	744	24.1%	係長	359				
	4 特に困難な業務を行う主任の職務			主任計	367	0			課
				課長補佐	744 19	0	751	24.3%	長係 補長
	4 Property of the Charles			隊長補佐	2		(18)	(0.6)	佐 級 級
	1 警察本部の次席の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務			校長補佐	1				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5級	3 警察署の副署長の職務	445	14.4%	警察署の課長 交番所長	30 1				
	4 困難な業務を行う警察署の課長の職務 5 特に困難な業務を行う係長の職務			警備派出所長	1				
				係長	391	7			
				次席	445 9	7			
				副隊長	5				
				課長補佐	66	2			課
	1 困難な業務を行う警察本部の次席の職務			警察安全相談室長 国際捜査室長	1 1		221	7.1%	課 長 補
	2 特に困難な業務を行う警察本部の課長補佐の			機動鑑識隊長	1			,	佐
6級	職務 3 困難な業務を行う警察署の副署長の職務	168	5.4%	駐車対策室長	1				級
	4 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務			隊長補佐 校長補佐	2 2				
				副署長	9				
				警察署の課長 交番所長	69	2			
				文	2 168	4			
				課長	4				
				科学捜査研究所長 自動車警ら隊長	1				
				機動捜査隊長	1				
				交通機動隊長	1				
	1 警察本部の課長の職務			高速道路交通警察隊長 管理官	1 5				
フ幺刄	2 警察本部の管理官の職務 3 警察本部の次席調査官又は調査官の職務	67	2.2%	次席調査官	10		67	2.2%	課 長 級
/ 水	4 警察署の署長の職務	07	2.270	調査官	11	1	07	2.270	級
	5 特に困難な業務を行う警察署の副署長の職務			室長 航空隊長	10 1	1			
				副校長	1				
				署長	2				
				副署長 刑事官	14 4				
				計	67	2			
	1 警察本部の参事官の職務			参事官	11				参
8級	2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務3 困難な業務を行う警察署の署長の職務	35	1.1%	課長 機動隊長	1		35	1.1%	参事官級
	4 特に重要で困難な業務を行う警察署の副署長の			署長	16			,•	級
	職務			計	35	0			
	1 警察本部の部長、首席監察官又は首席参事官 の職務			首席参事官 参事官	4				部
9級	困難な業務を行う警察本部の参事官の職務	12	0.4%	警察学校長	1		12	0.4%	長
	3 警察学校長の職務4 特に困難な業務を行う警察署の署長の職務			署長 計	3 12	0			級
	合計	3,092	100%	計		13			1
		0,032	10070		•//	13	l		

海事職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	슫	計	内	訳		ا 17 19.1% أ	2階	
寺敝	寺椒別基準順務衣に規定する基準とはる順務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 職員(人)	(人)	(%)	段階
	1 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の定型的な業務を行う航海士、機関 士、通信士又は大型船舶の各長(以下「航海士等」という。)の職務			甲板員 機関員 計	5 1 6	0			
	2 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の定型的な業務を行う甲板員、機関 員又は通信員(以下「甲板員等」という。)の職務	6	6.7%		J				
	3 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行うその他の乗組員の職務						17	19.1%	係員
				甲板員	6				級
	1 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の相当高度の知識又は経験を必要 とする業務を行う航海士等の職務			係員 計	10	0			
3級	と9 る未物を177机海工寺の戦物	10	11.2%						
	2 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う甲板員等の職務								
				機関員 航海士	1 19				
	1 中型船舶(2種)又は小型船舶の船長又は機関長(以下「船長等」という。)の 職務			主任	18	1			
	2 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の一等航海士、一等機関士又は通			機関士 操機長	12 1				
	2 入至船舶、中至船舶(2種)又は小至船舶の一等航海工、一等機関工又は通信長(以下「一等航海工等」という。)の職務	56	62.9%	二等機関士	1		55	61.8%	係 長
	3 大型船舶、中型船舶(2種)又は小型船舶の高度の知識又は経験を必要とす			操舵長 係長	1		33	01.07	級
	る困難な業務を行う航海士等の職務			一等機関士	1				
				甲板長計	1 56	1			
	1 大型船舶の船長等の職務			船長	9				課
5級	2 中型船舶(2種)又は小型船舶の困難な業務を行う船長等の職務 3 大型船舶の困難な業務を行う一等航海士等の職務	17	19.1%	機関長	7	1	17	19.1%	長補
	4 中型船舶(2種)又は小型船舶の特に困難な業務を行う一等航海士等の職務			一等航海工	17	1			佐級
	合計	89	100%	(再任用職員の合	計(人))	2			

- 備考

 1 この表において「大型船舶」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上1,500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数1,000トン以上の船舶をいう。

 2 この表において「中型船舶(2種)」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上200トン未満の船舶をいう。

 3 この表において「小型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶をいう。

 4 この表において「各長」とは、甲板長、操機長、同ちゅう長、操舵長又は冷凍長をいう。

 5 人数には任期付の臨時職員を含む。

教育職給料表(二)

Mr UTL	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	Į P	勺訳			職制上の段階			
等級	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 職員(人)	うち任期付 職員(人)	(人)	(%)	段階	
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手 又は寄宿舎指導員の職務	646	16.6%	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舎指導員 計	373 2 13 184 74 646	11 7 18	3	646	16.6%	講師級	
2級	高等学校又は特別支援学校の教 諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習 助手又は主任寄宿舎指導員の職務	2,978	76.4%	教諭養護教諭栄養教諭主任実習助手主任寄宿舎指導員講師	2,802 99 7 55 13 2 2,978	136 3	0	2,978	76.4%	教諭級	
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹 教諭又は指導教諭の職務	59	1.5%	主幹教諭 指導教諭 計	48 11 59		0	59	1.5%	主幹教諭級	
3級	高等学校又は特別支援学校の副校 長又は教頭の職務	132	3.4%	副校長 教頭 計	13 119 132		0	132	3.4%	教頭級	
4級	高等学校又は特別支援学校の校長 の職務	84	2.1%	校長計	84 84		0	84	2.1%	校長級	
	合計	3,899	100.0%	(再任用職員等の合	計(人))	157	3				

教育職給料表(三)

tete UTL	等級別基準職務表に規定する基準	合	·計	内部	?		職制	上の段	谐
等級	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 職員(人)	(人)	(%)	段階
1級	義務教育学校、中学校又は小学校 の講師、助教諭又は養護助教諭の	364	4.2%	講師 養護助教諭	330 34		364	4.2%	講師
1.42	職務	001	1.270	計	364	0	001		級
247	義務教育学校、中学校又は小学校			教諭 養護教諭 栄養教諭	6,499 483 105	218 10 2			教
2級	の教諭、養護教諭又は栄養教諭の 職務	7,089	82.5%	講師 助教諭 計	7,089	230	7,089	9 82.5%	諭 級
				 → 払払= <u> </u>	10				
	美效教务学校 电学校及优小学校			主幹教諭 指導教諭	49 5				主幹
特2級	義務教育学校、中学校又は小学校 の主幹教諭又は指導教諭の職務	54	0.6%	計	54	0	54	0.6%	主幹教諭級
3級	義務教育学校、中学校又は小学校 の副校長又は教頭の職務	563	6.6%	副校長 教頭 計	27 536 563	0	563	6.6%	教頭級
				校長	523	Ŭ			
4級	義務教育学校、中学校又は小学校 の校長の職務	523	6.1%	=1	523	0	523	6.1%	校 長 級
E -	合計	8,593	100.0%	(再任用職員の合計	(人))	230		•	

研究職給料表

http://II	Arr (17 Cul ++ 24: Table 24: ++ 1 _ + 12 ++ 24: + 1 _ + 2 Table 24:	í	計	内訳			職制	上の段	階
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 職員(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 相当高度の知識又は経験に基づき困難な研究を独立して、又は指揮して行う研究員の職務 2 相当高度の知識又は経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務	25	12.5%	研究員 技師・係員 	23 2 25	1 3	25	12.5%	係員級
3級	1 試験研究機関の室長又は科長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な研究を独立して行う主任研究員の職務	104	52.0%	研究員 主任研究員 上級研究員 科長	72 23 7 2	2	104	52.0%	係長級
	1 困難な業務を行う試験研究機関の室長又は科長の職務 2 特に高度の知識又は経験に基づき困難な研究を独立して行う専門研究員の 職務	46	23.0%	室長 科長・課長 専門研究員 計	16 15 15 46	0	46	23.0%	課長補佐級
F611	1 試験研究機関の長、副所長、次長、部門長、部長又はセンターの所長の職務	25	40.50/	部長 次長 特別研究員 副所長 部門長 所長	4 4 4 2 4 3		21	10.5%	課長級
5級	2 特に困難な業務を行う試験研究機関の室長の職務		12.5%	場長 副所長 所長 計	1 1 2 25	1	4	2.0%	部・次長級
	合計	200	100%	(再任用職員の合計	(人))	6			

医療職給料表(一)等級別基準職務表

hh 411.	ᄷᄱᆈᄫᄷᄥᅓᆂᇆᄱᅌᅶᆺᄫᄷᆚᄼᄁᄥᅑ	í	合計	内部	5		職制	∮上の↓	没階
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員 (人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	1	5.3%	医師 計	1	0	1	5.3%	係員級
	1 本庁の課長又は参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関の専門幹の職務 3 こども医療福祉センター等(以下「医療機関」という。)			医師 係長 地方機関の医長	1 1 3		5	26.3%	係長級
- 4-	の長、副所長、局長又は部長の職務 4 保健所の長又は相当困難な業務を行う保健所の次			課長補佐 地方機関の部長 計	2 1 8	0			課
3級	長若しくは課長の職務 5 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は総括課長補 佐の職務 6 困難な業務を行う医長又は係長の職務 7 高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う 医師又は歯科医師の職務	8	42.1%	āT	8	0	3		長補佐級
	1 本庁の部長、部次長、理事、参事監又は医療監の職務 2 地方機関の副部長の職務			地方機関の部長 地方機関の副所長 地方機関の局長	6 1 1		8	42.1%	課長級
4級	3 困難な医療業務を行う医療機関の長、副所長、局長 又は部長の職務 4 困難な業務を行う本庁の課長の職務 5 困難な業務を行う保健所の長の職務	10	52.6%	地方機関の所長 計	10	0	2	10.5%	次長級
	合計	19	100%	(再任用職員の合計	(人))	0			

医療職給料表(二)等級別基準職務表 ※獣医師、薬剤師、栄養士などの医療職

	り、楽剤師、栄養士などの医療職 	4	合計	内訳			職制	上の段階	<u>t</u>
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員	(人)	(%)	段階
2級	1 獣医師又は薬剤師の職務 2 相当高度の知識又は経験に基づき困難な 業務を行う栄養士等の職務	35	12.3%	学校栄養職員・栄養士 獣医師・薬剤師 診療放射線技師・臨床検査技師 計	26 7 2 35	0	60	21.1%	係員
3級	1 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を 行う獣医師又は薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を 行う栄養士等の職務	25	8.8%	獣医師・薬剤師 学校栄養職員 言語聴覚士・作業療法士 計	16 5 4 25	0	00	21.170	級
4級	1 獣医師又は薬剤師の係長の職務 2 栄養士等の係長の職務 3 獣医師又は薬剤師の主任技師の職務 4 栄養士等の主任技師の職務 5 副主任学校栄養職員又は主任学校栄養職員の職務	98	34.5%	主任技師 副主任学校栄養職員・副主任栄養士 係長 計	88 5 5 98	4 1 5	454	50.0%	係品
5級	1 課長補佐、総括課長補佐又は副参事の職務 2 地方機関の課(室)長又は専門幹の職務 3 医療機関の薬局長又は保健所、食肉衛生検査 所、肉用牛改良センター若しくは家畜保健衛生所の 課長の職務 4 困難な業務を行う獣医師又は薬剤師の係長の職 務	53	18.7%	係長 専門幹 主任学校栄養職員・主任栄養士 計	45 5 3 53	1	151	53.2%	長級
6級	1 困難な業務を行う課長補佐、総括課長補佐又は 副参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関の課(室)長又は専門 幹の職務 3 困難な業務を行う医療機関の薬局長の職務又は 困難な業務を行う保健所、食肉衛生検査所、肉用牛 改良センター若しくは家畜保健衛生所の課長の職務	58	20.4%	地方機関の課長・支所長・薬局長 専門幹 副参事 課長補佐 計	25 19 8 6 58	0	58	20.4%	課長補佐級
7級	1 本庁の次長、課(室)長又は参事の職務 2 食肉衛生検査所の長又は次長の職務 3 家畜保健衛生所の長の職務 4 肉用牛改良センターの所長又は次長の職務	15	5.3%	地方機関の副部長 本庁の課(室)長 地方機関の次長 地方機関の所長 参事	5 5 2 2 1	0	15	5.3%	課長級
	合計	284	100%	(再任用職員の合計(人))		6			

医療職給料表(三)等級別基準職務表 ※看護師、保健師などの医療職

	、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1	合計	内部	5		職制	上の段階	
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員 (人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	2	1.5%	准看護師	2	2			
1 /192	7年1日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 15日 1		1.570	計	2	2			伭
				看護師	11		29	22.3%	係員
2級	保健師又は看護師の職務	19	14.6%	保健師	8				級
				計	19	0			
	1 副看護師長の職務			保健師	8				
3級	2 主任看護師の職務	27	20.8%	主任看護師 副看護師長	13 5				
JAX	3 高度の技術又は経験を必要とする保健師の	21	20.070	所有暖師安 係長) 1				
	職務			計	27	0	82		
			33.8%	主任技師	36				係_
	1 医療機関の看護師長の職務 2 係長の職務 3 保健師の主任技師の職務	44		主任	3			63.1%	係長級
4級				係長	3				
				看護師長	2				
				計	44	0			
				係長	19				
	1 医療機関の副看護部長の職務			地方機関の課長	9				
5級	2 課長補佐又は副参事の職務	36	27.7%	専門幹	5		4-	1,2,404	課 長 補
	3 保健所の課長又は専門幹の職務 4 困難な業務を行う係長の職務			課長補佐	2		17	13.1%	佐
	4			副看護部長計	36	0			級
				地方機関の部長	30	0		<u> </u>	
6級	1 本庁の課長又は参事の職務	2	1.5%	地力機関の命長 看護部長	1		2	1.5%	課 長 級
UllyX	2 医療機関の看護部長の職務			1 日 茂 印 文 計	2	0	_	1.57	級
	合計	130	100%	 (再任用職員の合詞		2		ı	

現業職給料表

等級	安妈叫甘港啦效主,也 中于7.甘港上4.7.吨效	1	合計	内部	5		職	制上の段	階
寺娰	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	人	うち再任用職員 (人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	15	9.4%	技師 主事	11 4	7 4			
				技師 計	15	11			
3級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	3	1.9%	計	3	0			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	93	58.1%	技師 主事 介助員 用務員	70 19 3 1	0	160	100%	係員級
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	49	30.6%	技師 用務員 介助員 主事	28 12 6 3	0			
	合計	160	100%	(再任用職員の合計	(人))	11			

<公営企業会計> 行政職給料表

	等級別基準職務表に	<u></u> 合	計	内部	内訳 職制上の段階				
等級	規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 職員(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係長の職務 2 高等学校、特別支援学校又は中学校の主任の職務 3 主任主事又は主任技師の職務 4 警察本部又は警察署の主任の職務	5	55.6%	係長 主任主事 計	5	0	5	55.6%	
4級	1 課長補佐、総括課長補佐又は 副参事の職務 2 地方機関、教育機関又は警察 署の課(室)長又は専門幹の職務 3 高等学校又は特別支援学校 の副主幹事務長又は事務長の職 務 4 困難な業務を行う係長の職務 5 困難な業務を行う高等学校、 特別支援学校又は中学校の主任 の職務	1	11.1%	係長 計	1	0	1	11.1%	係長級
6級	1 困難な業務を行う警察本部の 次席の職務 2 特に困難な業務を行う警察本 部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の副 署長の職務 4 特に困難な業務を行う警察署 の課長の職務	2	22.2%	部長計	2	0	2	22.2%	課長級
9級	1 困難な業務を行う本庁の部局 又は委員会等の事務局の長、危 機管理監、理事、技監、政策監又 は会計管理者の職務 2 重要で困難な業務を行う振興 局の局長の職務 3 特に重要で困難な業務を行う 地方機関の長の職務	1	11.1%	交通局の局長 計	1	0	1	11.1%	部長級
	合計	9	100%	(再任用職員の合	計(人))	0			

企業職(一)給料表

	等級別基準職務表に		計	内訳			職制上の段階			
等級	規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用職員(人)	(人)	(%)	段階	
2級	特に高度の知識又は経験を 必要とする係員の職務	8	30.8%	主事	8	0	8	30.8%	係員級	
				係長 主査	4 3	0			係	
3級	係長、主査の職務	7	26.9%	計		U	7	26.9%	長級	
				課長 営業所長 工場長	3 2 1					
4級	課長(課長補佐)の職務 地方機関の長の職務	6	23.1%	計	0	0	6	23.1%	課	
	困難な業務を所掌する			課長 営業所長	3				課長級	
5級	課長(課長補佐)の職務 困難な業務を所掌する 地方機関の長の職務	4	15.4%	計	4	0	4	15.4%		
				部長計	1			並の		
6級	部長の職務	1	3.8%	āT	1	0	1	3.8%	部長級	
	合計	26	100%	 (再任用職員の合計	(人))	0			ı	

備考

備考:課長補佐(5級)については、困難な業務を所掌する課長 (地方機関の長)の人事発令に基づく配置に限る。

企業職(二)給料表

	等級別基準職務表に	<u></u>	計	内訳			職制上の段階			
等級	規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 職員(人)	(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務を行う職務	46	14.3%	計	46	0	46	14.3%	係員等	
2級	相当の技能又は経験を 要する職務	58	18.1%	計	58	0	58	18.1%	5 等	
3級	高度の技能又は経験を 要する職務 運転士監督及び技師の 職務	63	19.6%	運転士監督 技師 計	63	0	63	19.6%	ম	
4級	特に高度の技能又は経験を 要する職務 困難な業務を所掌する 運転士監督及び技師 (係長、主査)の職務	154	48.0%	係長 主査 運転士監督 技師 計	11 6 10 127 154	0	154	48.0%	係長等	
	合計	321	100%	(再任用職員の合計()	<u>())</u>	0				